

# Ⅲ 年金について

## 1 公的年金制度

### (1) 公的年金制度の概要

公的年金制度は、老齢、障害及び死亡の給付事由により、一定の受給要件を備えた人に年金を支給する制度で、国民年金と厚生年金保険により構成されています。

#### ① 国民年金

国民年金へは、20歳以上60歳未満の全国民に加入が義務づけられ、全国民が共通の基礎年金を受けられる制度です。（1階部分）

共済組合の組合員も同時に国民年金の被保険者となっています。

国民年金の被保険者は職種等によって第1号から第3号までに分かれます。

#### ② 厚生年金保険

被用者（国民年金の第2号被保険者に該当する方）のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。（2階部分）

厚生年金の被保険者は、勤務の形態により「一般・国共済・地共済・私学共済」の4通りに分かれます。

〈国民年金と厚生年金の被保険者〉

厚生年金		一般 厚生年金 被保険者	国共済 厚生年金 被保険者	地共済 厚生年金 被保険者	私学共済 厚生年金 被保険者	
国民年金	第1号被保険者 (自営業者等)	第2号被保険者 (民間会社員や公務員など)			第3号被保険者 (第2号被保険者の 被扶養配偶者)	

#### [MEMO] 基礎年金番号について

公的年金の加入資格が発生した際に、各公的年金制度を通じて共通化した年金番号が、基礎年金番号として付番されます。この番号は加入年金制度を異動しても変わらない生涯不変の1人1番号とされています。共済の加入期間しかない方は、年金手帳を持っていません。代わりに、平成9年に「基礎年金番号通知書」が発行されています。紛失した場合の再発行は年金事務所に依頼してください。

### (2) 年金給付の種類

事由	制度	国民年金 (日本年金機構から給付)	厚生年金 (公立学校共済組合等から給付)
	老齢 (退職)	64歳まで	—
	65歳から	老齢基礎年金	本来支給の老齢厚生年金
障害		障害基礎年金	障害厚生年金
死亡		遺族基礎年金	遺族厚生年金

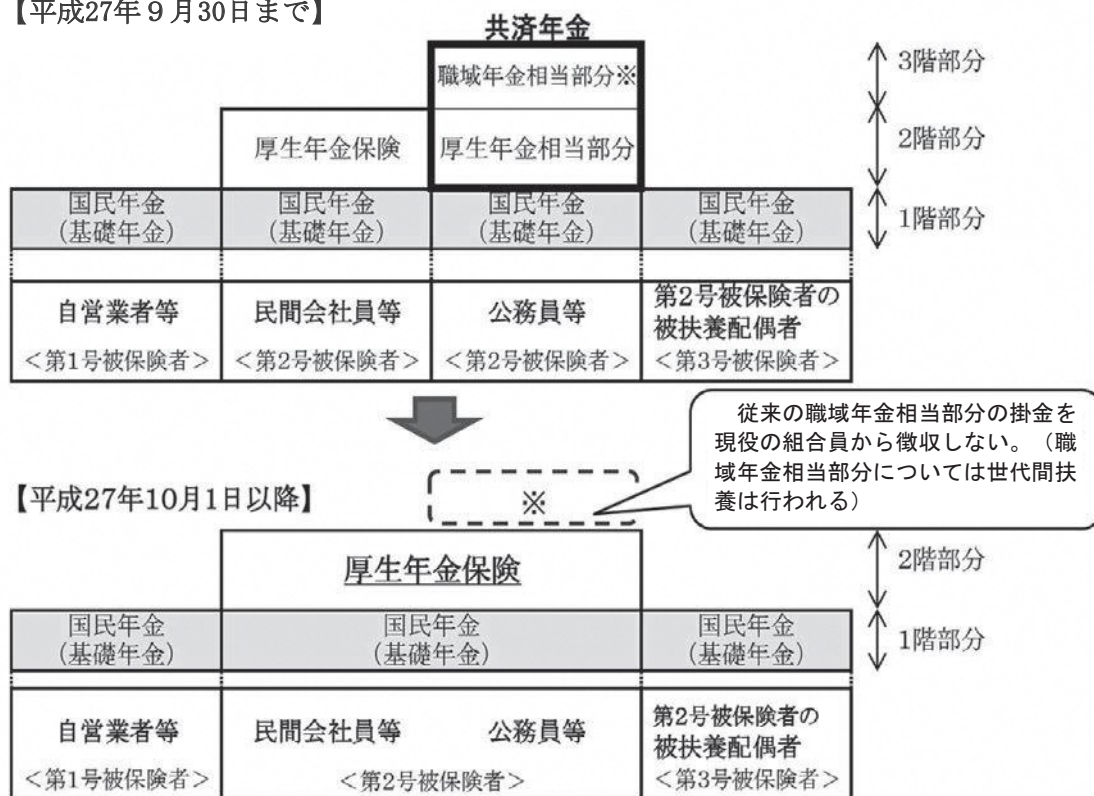
※一定の支給要件を満たしているときに受給できます。

※被用者年金が一元化された日（平成27年10月1日）より前に受給権を取得した場合は、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金が支給されます。

### (3) 被用者年金制度の一元化について

平成24年8月22日に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成27年10月1日から被用者年金制度は厚生年金に一元化されました。これは、今後の少子・高齢化の進展に備えるため、年金制度の規模を拡大して財政の安定を図るとともに、公務員と民間企業の会社員が同一の年金制度に加入することで、公的年金制度全体での公平性を保つためです。2階部分の年金は厚生年金保険に統一され、共済年金と厚生年金保険の制度的な差異は厚生年金保険にそって解消されています。また、職域年金相当部分は公的年金としての給付が廃止され、新たに「年金払い退職給付」という制度が創設されています。

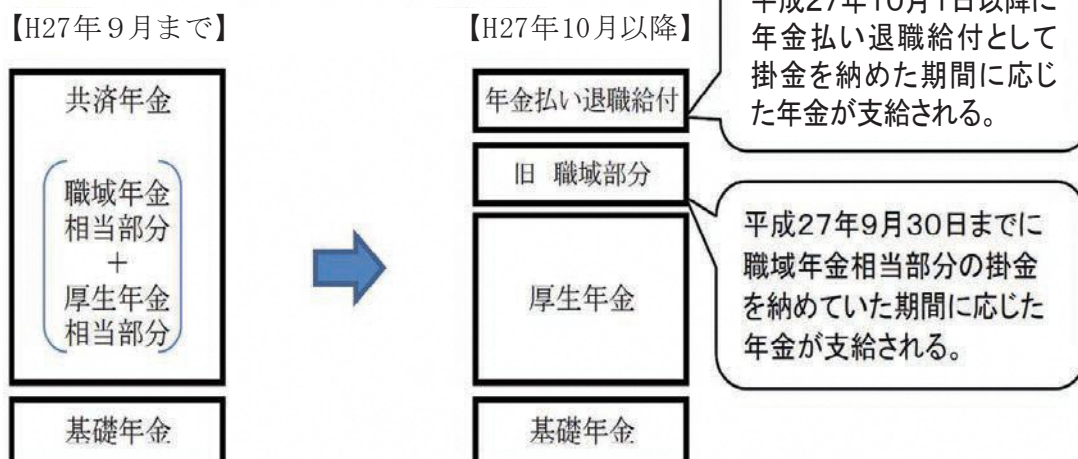
#### ○被用者年金制度一元化前後の公的年金制度の体系 【平成27年9月30日まで】



#### ※ 職域年金相当部分の取扱い

- ・平成27年9月30日までに共济年金の受給権が発生した場合  
⇒ 年金の受給権がある間は従前どおり、職域年金相当部分が支給される。
- ・平成27年10月1日以降に年金の受給権が発生した場合  
⇒ 職域年金相当部分の掛金を納めていた期間に応じた年金が「旧職域部分」として支給される。(経過措置が設けられる)ただし、職域年金相当部分の掛金を納めていた期間を有する者が平成27年10月以降に公務外で死亡した場合の遺族給付は、旧職域部分は支給されない。  
⇒ 平成27年10月1日以降も引き続き組合員として在職している場合は、「年金払い退職給付」と呼ばれる新たに創設された制度が適用される。

## ○ 平成27年10月以降の年金給付のイメージ



## (4) 年金額の改定

年金額は、毎年の「物価」「賃金」の上昇や下落に応じて、翌年度の年金額を改定（増額や減額）することとなっています。

ただし、年金水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、物価や賃金の変動だけで年金額を改定するのではなく、公的年金の被保険者数の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させる「マクロ経済スライド」と呼ばれる仕組みが導入されています。

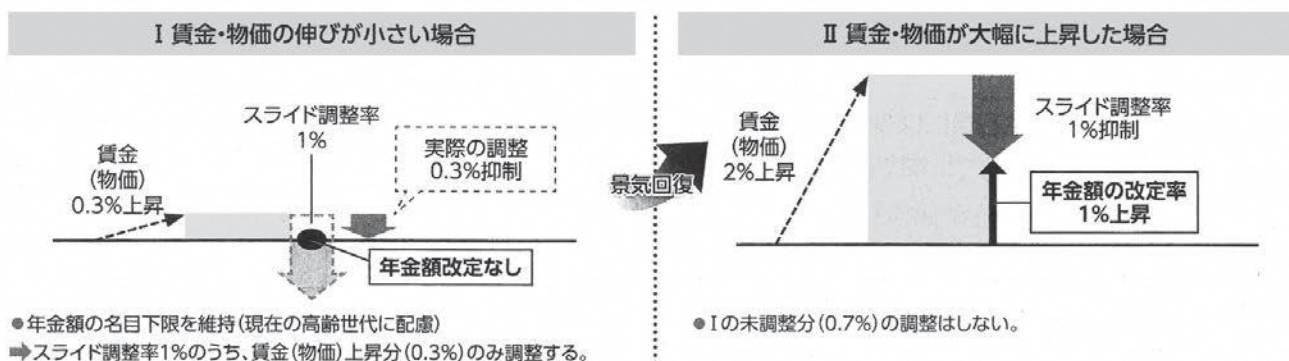
平成28年12月に成立した、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、年金額の改定ルールが見直されました。

## 今までの年金額改定ルール

年金額は、賃金・物価の変動に応じて毎年度改定されます。

また、保険料収入等限られた財源の中で、年金の給付水準を調整する仕組みとして、「マクロ経済スライド」が導入されています。具体的には、賃金・物価による年金額の伸びから、平均余命の伸びや現役世代の減少を考慮した「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定することとなっています。ただし、年金受給者に配慮して、前年度より年金額を引き下げる調整は行わない措置（名目下限措置）がとられています。

**改正前イメージ図** 賃金(物価)上昇が0.3%から2%に回復し、スライド調整率がいずれの場合も1%と仮定したときの例



●年金額の名目下限を維持(現在の高齢世代に配慮)  
 ➡スライド調整率1%のうち、賃金(物価)上昇分(0.3%)のみ調整する。

●Iの未調整分(0.7%)の調整はしない。

平成30年4月から

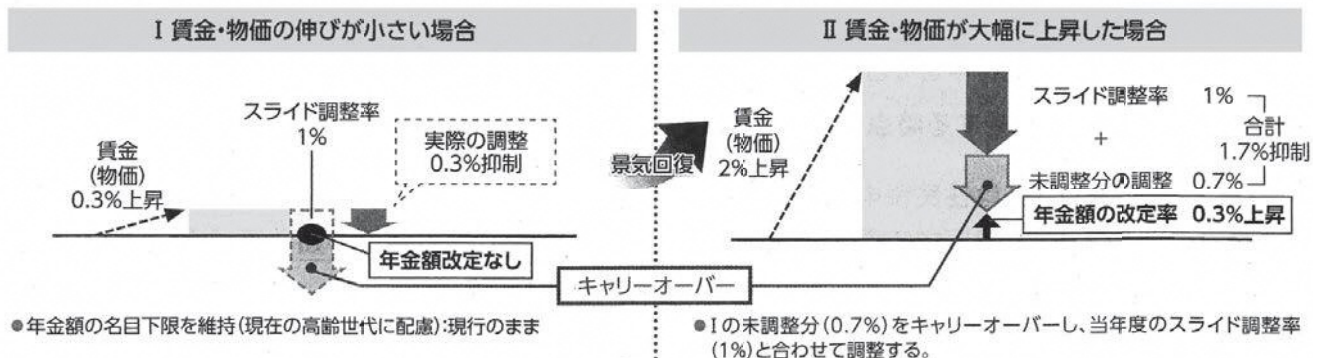
## マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し

マクロ経済スライドによる年金額の調整は、上図Ⅱの例のように賃金・物価が大幅に上昇しなければ、十分に行われません。

そのため、名目下限措置は維持しつつ、賃金・物価の伸びが小さいとき、または下落したときに調整できず繰り越した未調整分を賃金・物価の上昇時に調整する仕組み(キャリアオーバー)が導入されます。これにより、年金額の上昇は抑制されることとなります。

### 改正後イメージ図

賃金(物価)上昇が0.3%から2%に回復し、スライド調整率がいずれの場合も1%と仮定したときの例



令和3年4月から

## 賃金・物価スライドの見直し

現行では、賃金の変動率がマイナスで、物価の変動率より低下している場合には、物価の変動に合わせて年金額が改定(減額)されるか、改定なし(据置き)とされています。

令和3年4月からは、将来世代の給付水準の確保のため、上記の場合には賃金の変動に合わせて年金額が改定(減額)されます。

### (5) 年金を担保とした融資制度

年金を受給する権利は、受給者保護の観点から、他人に譲渡したり担保に供することが法律で禁止されています。

ただし、例外的に、株式会社日本政策金融公庫から融資を受けるときに限り、恩給や共済年金などを担保に供することが認められています。

借入手続など詳しくは、株式会社日本政策金融公庫の各支店にお問い合わせください。

※ この他、厚生年金保険、国民年金または労災年金を担保とした融資制度として、独立行政法人福祉医療機構の公的年金担保融資があります。

詳しくは、「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示されている金融機関にお問い合わせください。

## 2 退職したあとの年金

---

### (1) 支給開始年齢

老齢厚生年金は原則として65歳から支給開始になりますが、特例により65歳に達する前に特別支給の老齢厚生年金が支給されます。この特別支給の老齢厚生年金は、65歳からは本来支給の老齢厚生年金に切り替わり、あわせて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。（実施機関ごとに、その実施機関に加入した期間（平成27年10月の被用者年金一元化前の期間を含みます）について決定します）

なお、次ページのイメージ図のとおり、特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢は、昭和28年4月2日以降に生まれた方から生年月日に応じて61歳から64歳まで段階的に引き上げられ、昭和36年4月2日以降に生まれた方は特別支給の老齢厚生年金の適用がなくなり、65歳から老齢厚生年金が支給されることとなります。

この支給開始年齢の引き上げに伴い、昭和28年4月2日以降に生まれた方は、支給開始年齢前であっても、60歳以上であれば、特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）を繰り上げて受給できるようになりました。（昭和36年4月2日以降に生まれた方の場合は、本来支給の老齢厚生年金を繰り上げることができます。）詳細は35ページの「老齢厚生年金・退職共済年金の繰上げ支給制度」をご参照ください。

## 支給開始年齢引き上げイメージ

生年月日	60歳	65歳
昭和16年4月2日から 昭和18年4月1日まで	61歳～ 特別支給の退職共済年金* (定額部分)	退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和18年4月2日から 昭和20年4月1日まで	62歳～ 特別支給の退職共済年金* (定額部分)	退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和20年4月2日～ 昭和22年4月1日まで	63歳～ 特別支給の退職共済年金* (定額部分)	退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日まで	64歳～ 特別支給の退職共済年金* (定額部分)	退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和24年4月2日から 昭和25年10月1日まで		退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和25年10月2日から 昭和28年4月1日まで		老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日から 昭和29年10月1日まで	61歳～ 特別支給の退職共済年金*	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和29年10月2日から 昭和30年4月1日まで	61歳～ 特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日から 昭和32年4月1日まで	62歳～ 特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日から 昭和34年4月1日まで	63歳～ 特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日から 昭和36年4月1日まで	64歳～ 特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日以降		老齢厚生年金 老齢基礎年金

は共済組合が、 は日本年金機構が給付を行う年金です。

\* 平成27年10月の被用者年金一元化前に受給権が発生するため、「退職共済年金」として裁定されています。

## (2) 特別支給の老齢厚生年金

### ① 概 要

65歳未満の方が受給資格(支給要件)を満たしたとき、その方が65歳に達するまでの間支給されます。

#### (7) 受給資格(支給要件)

次のa～cを全て満たしたとき受給権を取得し、受給権を取得した日の属する月の翌月分から支給されます。

- a 厚生年金被保険者期間が1年以上あること。
- b 受給資格期間が10年以上あること。
- c 60歳に達したとき。ただし、昭和28年4月2日以降に生まれた方は、前ページイメージ図の生年月日の区分に応じて支給開始年齢が段階的に引き上げられます。

#### ※ 厚生年金被保険者期間

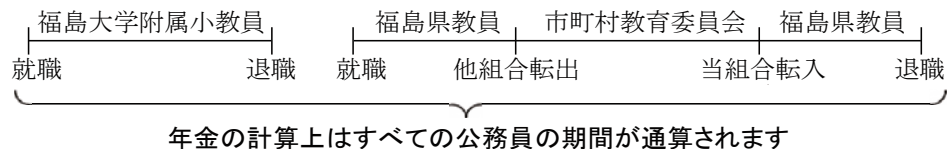
厚生年金被保険者(一般・国共済・地共済・私学共済)であった期間をいいます。平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間も含まれます。

被保険者となった月から資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の前月までの期間をいい、月単位で計算されます。また、休職、育児休業等の期間も含まれます。

#### [MEMO] 公務員共済加入期間の通算

地方公務員の共済組合および国家公務員の共済組合に加入していた公務員の組合員期間は、すべてひとつの組合員期間として通算され、年金額の算定基礎となります。公務員共済加入期間にかかる年金は最後に所属していた共済組合から支給になります。

( 期間を通算する共済組合 : 公立学校共済組合・地方職員共済組合・市町村職員共済組合などの地方公務員の各共済組合および国家公務員共済組合 )



#### ※ 受給資格期間

受給資格期間とは、次のアからウまでの期間を合計した期間をいいます。年金を受給するためには、原則として、合計10年以上の受給資格期間があることが必要です。

ア 厚生年金被保険者期間

イ 国民年金の保険料納付済期間(国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。)および国民年金の保険料免除期間

ウ 合算対象期間(海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間等をいいます。)

(イ) 受給権発生日と支給開始

受給権発生日 : 支給開始年齢の誕生日の前日

支給開始 : 受給権発生日の属する月の翌月分から

(例) 誕生日が4月2日の場合:受給権発生日は4月1日、年金支給は5月分から  
誕生日が4月1日の場合:受給権発生日は3月31日、年金支給は4月分から

(ウ) 年金額の計算

昭和24年4月2日以降に生まれた方の年金は、次のaとbの2つの合計額を支給します。

なお、平成12年の法律改正によって、報酬比例部分・経過的職域加算の乗率が5%引き下げられました。このことによる急激な年金額の下落を防ぐために、「本来の額」と「5%適正化前の従前額」を比較して、いずれか高額のほうの額の年金が自動的に支給される仕組みとなっています。以下の計算式は「本来の額」のもので。

$$\text{老齢厚生年金（特別支給）} = \text{㉑報酬比例部分} + \text{㉒経過的職域加算}$$

㉑報酬比例部分

在職中の報酬等と被保険者（組合員）期間を基に計算した額となります。

平成15年4月から、期末手当等も含めて保険料（掛金）・年金額算定の基礎とする「総報酬制」が導入され、平成27年10月からは、基本給に手当率を乗じて年金額等を算定する「手当率制」から、実際に支給された基本給および諸手当等を合わせた額を基礎として保険料（掛金）・年金額を算定する厚生年金と同様の「標準報酬制」に移行しました。期間毎に以下の計算式で算定されたものの合計となります。

A	平成15年3月31日までの期間 平均給料月額 × 7.125/1000 × 被保険者（組合員）月数
B	平成15年4月1日～平成27年9月30日の期間 平均給与月額 × 5.481/1000 × 被保険者（組合員）月数
C	平成27年10月1日以降の期間 平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 被保険者（組合員）月数

㉒経過的職域加算

被用者年金制度の一元化によって、共済組合の3階部分としての職域年金は廃止されました。しかし、平成27年9月30日以前の組合員期間がある人は、経過措置として旧職域年金相当部分の年金が受けられます。この経過措置として支給される職域部分を経過的職域加算といいます。報酬比例部分と同様、期間毎に以下の計算式で算定されたものの合計となります。

A	平成15年3月31日までの期間 平均給料月額 × 1.425/1000 <sup>*1</sup> × 組合員月数
※ 1 組合員期間が20年未満の場合は0.713/1000	
B	平成15年4月1日～平成27年9月30日の期間 平均給与月額 × 1.096/1000 <sup>*2</sup> × 組合員月数
※ 2 組合員期間が20年未満の場合は0.548/1000	



## (イ) 平均給料月額・平均給与月額・平均標準報酬額

厚生年金の給付額の計算の基礎となるもので、期間ごとに以下の式により求めます。

[総報酬制導入前（平成15年3月以前）]

$$\text{平均給料月額} = \frac{\text{「給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

[総報酬制導入後（平成15年4月以降平成27年9月以前）]

$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{「給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率」の総額} + \text{「期末手当等} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

[標準報酬制移行後（平成27年10月以降）]

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{「各月の標準報酬月額} \times \text{再評価率」の総額} + \text{「標準賞与額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

### ※ 給料の額、期末手当等

標準報酬制移行前の期間に係る算出に使用します。

掛金の標準となる給料に教職調整額、加算額および給料の調整額が支給されている場合は、それを加えた額が給料月額になります。上下限が設けられており、一般職の場合、下限は 79,000円、上限は 496,000円とされています。

期末手当等の額は期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当をいいます。上限が設けられており、1,500,000円とされています。

### ※ 再評価率

給料を年金決定（改定）時点の価値に換算する率のことです。各年度ごとの物価変動率、各名目手取り賃金変動率等を基準として、毎年度改定することとされています。

### ※ 手当率

一般職の職員は 1.25、特別職の職員は 1 とされています。

### ※ 標準報酬月額

毎年4月から6月までの報酬（基本給と諸手当の支給額）を合算し、1か月当たりの平均額（報酬月額）を求め、その報酬月額を標準報酬等級表に当てはめ、「標準報酬月額」が決定され、その年の9月から翌年の8月までの年金保険料掛金・掛金の算定基礎額になります。標準報酬月額には上下限が設けられており、下限は88,000円、上限は650,000円とされています。

### ※ 標準賞与額

期末勤勉手当の額の 1,000円未満の端数を切り捨てた額です。上限が設けられており、1回当たり 1,500,000円とされています。

## ② 特例支給の年金

対象者

○昭和16年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた方で**障がい等級の3級以上**に該当する障害状態にあり、かつ、給料比例部分の支給開始年齢（60歳～64歳）に達している方（退職している場合に限る。）

○昭和16年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた方で**組合員期間が44年以上**あり、かつ、給料比例部分の支給開始年齢（60歳～64歳）に達している方（退職している場合に限る。）

$$\text{特例支給の年金} = \text{㉑ 報酬比例部分} + \text{㉒ 経過的職域加算} + \text{㉓ 定額加算} \left( + \text{㉔ 加給年金額} \right)$$

㉓ 定額部分の計算式は次のとおりです。

1,628円×1.001（改定率）×被保険者（組合員）月数（480月限度）

㉔ 加給年金額については、30ページをご参照ください。

## ③ 在職中の年金決定

①の(ア)の受給資格（支給要件）を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権を取得し、請求により年金が決定されます。

ただし、再任用職員などで在職中（組合員・厚生年金被保険者である間）は、給料（給与）と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止される場合があります。

詳しくは 59 ページを参照ください。

## ④ 過去に受給した一時金の返還

過去に共済組合から退職一時金を受給した方が、老齢厚生年金もしくは障害厚生年金を受給する権利を有することになったとき、またはその方の遺族が遺族厚生年金を受給する権利を有することになったときは、原則として、その一時金受給額に経過利息（複利）を付して返還することになります。

### ○ 返還対象の一時金

次の(ア)、(イ)などの退職一時金の算定基礎の期間は、そのままでは年金額の算定期間に算入されませんが、その一時金を年金請求する共済組合に利子と共に返還することで、年金額の算定期間に算入されます。退職給与金、一時恩給についても同様に取り扱います。

(ア) 雇員から吏員に昇任した方に、当時在籍の共済組合から支給された退職一時金等  
(イ) 昭和54年12月31日以前に公務員を退職した方に、当時在籍の共済組合から支給された退職一時金等

なお、組合員期間が20年未満の方で、原資控除を受けないで退職一時金を全額受領した期間は、年金額計算の基礎期間に算入できないため、その退職一時金の返還も必要ありません。

○ 返還額の計算方法

一時金の返還額は、原則としてその一時金受給額に経過利息（複利）を付した額になります。なお、利子（利息）は、一時金を受給した日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受給する権利を有することになった日の属する月までの期間に応じて、下表に掲げる区分および利率を用いた複利計算により算定します。

返還額 = 退職一時金 + 利子
------------------

<経過利息にかかる利率>

期 間	利率（%/年）
平成 13 年 3 月までの期間	5.5
平成 13 年 4 月から平成 17 年 3 月までの期間	4.0
平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月までの期間	1.6
平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの期間	2.3
平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの期間	2.6
平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの期間	3.0
平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの期間	3.2
平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの期間	1.8
平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの期間	1.9
平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの期間	2.0
平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの期間	2.2
平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの期間	2.6
平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの期間	1.7
平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの期間	2.0
平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの期間	2.4
平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの期間	2.8
平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの期間	3.1
令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間	1.7
令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月までの期間	1.6
令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの期間	1.7
令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの期間	2.0
令和 9 年 4 月からの期間	2.1

○ 一時金の返還方法

年金の請求時に選択する次の（ア）又は（イ）の方法により行います。

（ア）年金の支給期ごとにその支給額の2分の1の額を返還に充当する。

（イ）1年以内に現金で全額又は分割して返還する。

## ⑤ 離婚時等の年金分割制度

離婚等をした場合に、当事者の合意または裁判所の決定があれば、年金を分割できます。

具体的には、婚姻期間中に納めた掛金の標準となった給料および期末手当等の総額を双方の按分割合で分割（上限は当事者双方の婚姻期間中の合計の半分）し、分割後の給料および期末手当等の額に基づいて計算された年金が、それぞれ（自身の年金受給権発生後）に支給されます。

ただし、平成19年4月1日以降に離婚した場合のみに適用されます。

また、平成20年4月1日以降には、被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）を有する組合員が負担した掛金は、夫婦が共同して負担したものであるとみなし、離婚等をした場合に、配偶者の共済年金の2分の1を分割する仕組みが導入されました。

具体的には、国民年金第3号被保険者期間（平成20年4月1日以降の期間に限ります。）に配偶者が納めた掛金の標準となった給料および期末手当等の総額の2分の1を、当事者の合意なしでも分割することができます。

なお、年金分割の請求期限は、原則として、離婚後2年間です。

## ⑥ 受給権者の申出による支給停止

年金受給権が発生している方は、意思により請求を行わず、年金を辞退することができます。

## ⑦ 請求方法

在職中および退職時に請求する方は、支部に請求書を提出してください。

在職中に年金が決定となった方は、退職時に改定請求書を支部に提出してください。

退職されている方は請求書を本部から取り寄せた上、本部に直接提出してください。

詳細は50ページからの「年金の請求・決定・支給」を参照ください。

※ 障がいまたは遺族の年金の受給権者は、老齢厚生年金（退職共済年金）とあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は61ページからの「二つ以上の年金の選択」を参照ください。

## ⑧ 失 権

受給権者が65歳に達したとき失権（受給権が消滅）して、新たに本来支給の老齢厚生年金に切り換わります。

また、受給権者が死亡したときも失権しますので、その場合は速やかに公立学校共済組合あるいは年金事務所に連絡してください。このとき要件を満たす遺族があれば、遺族年金を受給することができます。

### (3) 本来支給の老齢厚生年金

65歳になると特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅します。65歳以降は老齢厚生年金（本来支給）に切り換わります。

#### ① 受給資格（支給要件）

次の（ア）、（イ）を満たしたとき受給権を取得します。

（ア）受給資格期間が10年以上あること

（イ）65歳に達したとき。

#### ② 受給権発生日と支給開始

受給権発生日：65歳の誕生日の前日

支給開始：受給権発生日の属する月の翌月分から

#### ③ 年金額の計算

$$\boxed{\text{老齢厚生年金 (本来支給)}} = \boxed{\text{㉑ 報酬比例部分}} + \boxed{\text{㉒ 経過的職域加算}} + \boxed{\text{㉓ 経過的加算額}} + \boxed{\text{㉔ 加給年金額 (該当者のみ)}}$$

㉑報酬比例部分 計算式は25ページと同じです。

㉒経過的職域加算 計算式は25ページと同じです。

㉓経過的加算額

経過的加算額とは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分から老齢基礎年金相当額を引いた額のことです。

定額部分の額の単価が老齢基礎年金の単価を上回っているため、その差額を65歳以降も引き続き老齢厚生年金として支給すること、および老齢基礎年金の年金額の計算基礎となっていない、昭和36年4月1日前の期間、20歳前および60歳以降の組合員期間に係る定額部分相当額を老齢厚生年金として支給することから加算されます。

㉔加給年金額

加給年金額は、組合員期間（被保険者期間）が20年以上ある方で、老齢厚生年金の満額支給開始年齢に達した当時から引き続き受給権者と生計を共にしていた年収850万円（所得655.5万円）未満の次の方があるときに支給されます。

○65歳未満の配偶者

○18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子（障がい等級1級または2級に該当する未婚の子は20歳未満まで）

なお、加給年金額の対象者の年収が850万円（所得655.5万円）以上であっても、受給権が発生した日から5年以内に、定年退職等の理由により年収が850万円（所得655.5万円）未満になるときは支給されます。

#### 加給年金額（令和2年4月から）

配偶者	224,900円
子（2人まで1人につき）	224,900円
子（3人目から1人につき）	75,000円

また、配偶者の加給年金額は、**受給権者の生年月日**に応じて加算があり、加算された加給年金額は下図のとおりです。

#### 加算後の加給年金額（加給年金額(224,900円)＋加算額＝加算後の加給年金額）

受給権者の生年月日	加算額	加算後の加給年金額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円	258,100円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,400円	291,300円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,600円	324,500円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,700円	357,600円
昭和18年4月2日～	166,000円	390,900円

ただし、次の（ア）に該当すると加給年金額は支給停止になり、（イ）～（エ）に該当すると失権し加給年金額の受給権がなくなります。

#### 〔支給停止〕

（ア） 加給年金額対象者である配偶者が、加入期間20年以上（※）の老齢厚生年金（退職共済年金）または障害年金を受給するとき。

※2つ以上の実施機関の老齢厚生年金を有している場合で、合算して20年以上になるときも支給停止。

#### 〔失 権〕

（イ） 配偶者が65歳に達したとき。（受給権者またはその配偶者が大正15年4月1日以前に生まれた方を除く。）

（ウ） 子が18歳に達する日の属する年度末に達したとき。（障がい等級1級または2級に該当する子は20歳に達したとき。）

（エ） 加給年金額の対象者が死亡したとき。または受給権者と離婚、離縁したとき、そのほか受給権者との生計維持関係がなくなったとき。

#### 〔MEMO〕 加給年金額について

加給年金額の対象となっている配偶者が65歳に達すると、配偶者自身に国民年金制度の老齢基礎年金が支給されることとなるため、配偶者を対象とした加給年金額は打ち切られます。

また、2以上の種別の期間を有しており、それぞれの年金給付を受ける者は、受給権発生が早いまたは被保険者期間が長い1つの年金給付に加算されます。

#### ④ 在職中の年金決定

本来支給の老齢厚生年金が在職中に決定となった場合は、特別支給のときと同様に給料（給与）と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止される場合があります。詳しくは59ページを参照ください。

#### ⑤ 老齢厚生年金の繰下げ支給制度

本来支給の老齢厚生年金は65歳から支給されますが、66歳になる前に年金請求手続きをしなければ、66歳以降の希望する年齢まで支給開始を繰り下げることができます。

この場合の年金額は、本来支給の年金額に、繰下げ期間に応じて政令で定める額が加算された額となります。

なお、繰下げを希望する場合には、65歳前に書面で申出をすることになります。

#### ⑥ 請求方法

特別支給の老齢厚生年金の受給者に対しては65歳になるときに、事前に本部から受給者宛てに請求書が送付されますので、この請求用紙に必要事項を記入して本部に直接提出してください。

なお、在職中に65歳になる方については、支部から請求書を送付しますので支部に提出してください。その後退職する際は改定請求書を支部に提出する必要があります。

詳細は50ページからの「年金の請求・決定・支給」を参照してください。

※ 障がいまたは遺族の年金の受給権者は、老齢厚生年金(退職共済年金)とあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は61ページからの「二つ以上の年金の選択」を参照してください。

#### ⑦ 失 権

受給権者が死亡したときは失権(受給権が消滅)しますので、その場合は速やかに公立学校共済組合あるいは年金事務所に連絡してください。このとき要件を満たす遺族があれば、遺族年金を受給することができます。



## (4) 老齢基礎年金（65歳から支給される国民年金）

### ① 概 要

国民年金制度に基づき、日本年金機構から支給される年金です。

### ② 受給資格（支給要件）

次の（ア）、（イ）を満たしたとき、受給権を取得し、老齢基礎年金が支給されます。

（ア）国民年金加入（組合員期間等）が10年以上あること。

（イ）原則として65歳に達したとき。

老齢基礎年金の受給資格となる期間には、国民年金の加入期間のほかに、昭和36年4月1日以降の（20歳以上60歳未満の）組合員期間および厚生年金、私学共済の加入期間や合算対象期間（※）なども含まれます。

※ 合算対象期間とは、国民年金の任意加入の対象となる期間であって、任意加入しなかった期間のことをいいます。この期間は、保険料納付済期間および保険料免除期間と合算され基礎年金の受給資格の有無を確認するための期間となりますが、年金額計算には反映されない期間（いわゆる「カラ期間」）となります。

### ③ 年金額の計算

原則として、国民年金に480月（40年）加入した場合、老齢基礎年金は781,700円が支給されます。ただし、加入期間が480月未満の方は、その加入期間（月数）に応じた割合の年金額が支給されます。

（老齢基礎年金額の計算式）

老齢基礎 年 金 額	= 781,700円 ×	$\frac{\text{昭和36年4月以降の「20歳～60歳」の組合員期間等月数}}{\text{国民年金加入可能期間月数}}$
---------------	--------------	---

※ 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、国民年金加入可能期間月数について生年月日に応じた経過措置があります。

老齢基礎年金の額の算定基礎となる期間には、国民年金の加入期間のほか、昭和36年4月1日以降の（20歳以上60歳未満の）組合員期間および厚生年金、私学共済の加入期間（被保険者期間）なども含まれます。

ただし、一時金を受領した期間や合算対象期間など老齢基礎年金の額の算定の基礎としない期間があります。

### ④ 支給の繰上げ・繰下げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、希望すれば、支給開始年齢を60歳まで繰上げ、または66歳以降に繰下げて受給することもできます。

繰上げ支給が繰上げの月数に応じて減額されるのに対し、繰下げ支給は繰下げ月数に応じて増額されることとなりますが、繰上げ支給を選択すると、老齢基礎年金は65歳以降も減額されたままとなります。



また、原則として、（65歳まで可能な）障害年金の請求ができなくなりますので、特に繰上げ支給については、ご自身の健康や老後の経済設計などを考えて慎重に決める必要があります。

減額率・増額率の計算は次のようになります。

**60歳～64歳の繰上げ減額率** →  $0.5\% \times$  繰上げた月数（減額率の最高は30%）

**66歳～70歳の繰下げ増額率** →  $0.7\% \times$  繰下げた月数（増額率の最高は42%）

< 老齢基礎年金の減額率と増額率の目安 >

繰上げ支給の場合			繰下げ支給の場合		
繰上げ（60歳から64歳、減額される）			繰下げ（66歳から70歳、増額される）		
60歳	減額率 30.0%	支給率 70.0%	66歳	増額率 8.4%	支給率 108.4%
61歳	減額率 24.0%	支給率 76.0%	67歳	増額率 16.8%	支給率 116.8%
62歳	減額率 18.0%	支給率 82.0%	68歳	増額率 25.2%	支給率 125.2%
63歳	減額率 12.0%	支給率 88.0%	69歳	増額率 33.6%	支給率 133.6%
64歳	減額率 6.0%	支給率 94.0%	70歳	増額率 42.0%	支給率 142.0%

#### ⑤ 請求方法

単一共済者で特別支給の老齢厚生年金を受給されている方には、65歳に達する月の前月に本部から（在職者の場合は支部から）請求書を送付します。混在者で特別支給の老齢厚生年金を受給されている方には、日本年金機構から請求書が送付されます。送付のあった実施機関に提出してください。

なお、65歳より前に繰上げ支給を希望する場合は、特別支給の老齢厚生年金の繰上げ請求も同時に行う必要があります。本部に（在職者の場合は支部に）連絡し、請求書を入手し、送付のあった実施機関に提出してください。

※ 障がいまたは遺族の年金の受給権者は、老齢基礎年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は61ページからの「二つ以上の年金の選択」を参照ください。

#### ⑥ 失 権

受給権者が死亡したときは失権（受給権が消滅）しますので、その場合は、年金事務所あるいは公立学校共済組合に速やかに連絡してください。

## 老齢厚生年金・退職共済年金の繰上げ支給制度

特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに伴い、受給資格を満たす昭和28年4月2日以降生まれの方は、支給開始年齢前であっても60歳以上であれば、月単位で年金を繰り上げて受給することができるようになりました。

### 1 繰上げ請求する際の注意点

- (1) 年金額は、繰上げ月数ひと月当たり0.5%減額されます。
- (2) 一度請求すると、取り消したり、変更したりすることはできません。一度決まった減額率は、一生変わりません。
- (3) 在職中でも請求できますが、組合員である間は、給料（給与）と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止される場合があるため繰上げるメリットが少なくなります。
- (4) 老齢基礎年金の繰上げ請求と同時に行う必要があります（老齢基礎年金は、65歳からの繰上げとなるため、減額率が大きくなります。）また、2以上の種別の老齢厚生年金を受給できる方は、それらも同時に繰上げ請求する必要があります。
- (5) 繰上げ請求すると、「事後重症による障害厚生年金・障害基礎年金の請求」「退職共済（老齢厚生）年金の障害者特例および長期在職者特例の適用」「国民年金の任意加入」ができなくなります。

### 2 事務手続

- (1) 「老齢基礎・老齢厚生・退職共済年金繰上請求書」（以下「繰上げ請求書」という。）と「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」を、自分が加入したことのある年金制度の窓口機関に提出します。どの窓口へ提出するかは、請求者が任意に選ぶことができます。

例) 厚生年金と公立学校共済組合に加入したことがある組合員の場合、年金事務所か公立学校共済組合のどちらかに請求することになります。

- (2) 最初の窓口での受付日が、繰上げ請求日(=各年金の受給権発生日)となります。

※60歳で定年退職する方、又は定年退職後再任用となった方が、退職後すぐに繰上げ受給を希望する場合は、在職中に公立学校共済組合福島支部（福利課）に申し出てください。繰上げ請求書等の必要書類をお送りします。それ以外の場合は、公立学校共済組合本部に連絡してください。

## (5) 年金払い退職給付

### ① 概要

被用者年金制度の一元化（平成 27 年 10 月 1 日施行）に伴い、改正前の共済年金における 3 階部分（職域部分）は廃止され、新たな公務員制度として「年金払い退職給付制度」が設けられました。

退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の 3 種類の給付があります。

#### 1 年金積立時

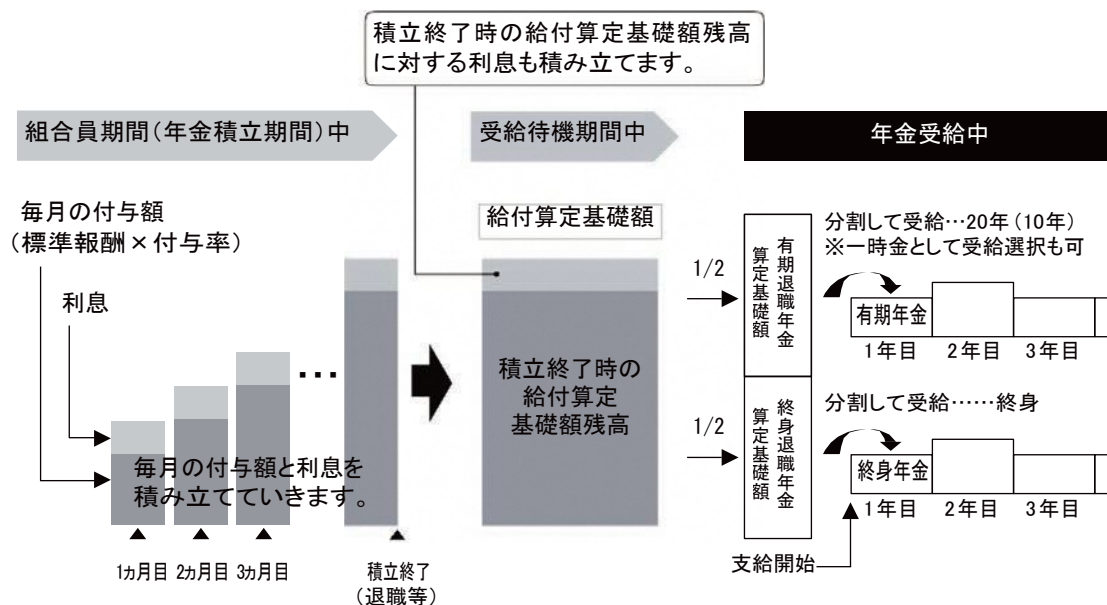
毎月の付与額と利息を退職時（積立終了時）まで積み立てます。この積み立てられた総額を「給付算定基礎額」といいます。退職後は、支給開始時まで、退職時の給付算定基礎額に対する利息も積み立てます。

#### 2 年金受給時

給付算定基礎額を年金現価率で除して年金額を計算します。

受給は原則として 65 歳からですが、60 歳から繰上げ、または 70 歳まで繰り下げて受給することもできます。

### 積立時と受給時のイメージ



(注) 将来、年金払い退職給付を請求する際には退職所得の「源泉徴収票」が必要となる場合があります。退職時に発行される退職所得の「源泉徴収票」は大切に保管してください。

## ② 退職年金の計算について

退職年金は、1年以上引き続き組合員期間（平成27年10月1日をまたいで引き続き組合員期間も対象になります。）を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに、半分が有期退職年金、半分が終身退職年金として支給されます。

### 1 有期退職年金

有期退職年金は、**有期退職年金算定基礎額 ÷ 有期年金現価率** で計算されます。

受給権発生年度の有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の2分の1の額となります（組合員期間が10年未満の方は、4分の1の額となります。）。

有期退職年金の支給期間は240月です（ただし、申出により120月に短縮することができます。）。

有期年金現価率は、有期退職年金の支給残月数に応じて地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。

また、有期退職年金を一時金として受け取ることもできます。

### 2 終身退職年金

終身退職年金は、**終身退職年金算定基礎額 ÷ 終身年金現価率** で計算されます。

受給権発生年度の終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の2分の1の額となります（組合員期間が10年未満の方は、4分の1の額となります。）。

終身年金現価率は、受給権者の年齢に応じて地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。

## ③ 年金の試算

現在の給付算定基礎額を基にした65歳からの有期退職年金、終身退職年金を試算できます。

- ・「給付算定基礎額残高通知書」に掲載されている「⑨給付算定基礎額等合計」を1/2し、有期退職年金算定基礎額及び終身退職年金算定基礎額を算出します。
- ・有期退職年金は、有期退職年金算定基礎額を有期年金現価率（令和元年10月から令和2年9月まで、240月の場合は19.879521（120月の場合は9.969571となります。））で除して計算します。
- ・終身退職年金は、終身退職年金算定基礎額を終身年金現価率（令和元年10月から令和2年9月まで、65歳は22.851867）で除して計算します。

### 3 障がいの状態になったときの年金等

組合員が在職中の病気やケガによって、障害等級が3級以上に該当する障がいの状態になったときに、その障害等級に応じて共済組合から障害厚生年金が支給されます。また、障害等級が1級または2級のときは、日本年金機構から障害基礎年金があわせて支給されます。

在職中に決定されても障害厚生年金は支給停止にはなりません。同一の傷病について障害厚生年金と傷病手当金の支給を受けることができる場合、傷病手当金が調整されることになります。

障害厚生年金を請求する場合は、「障害程度の認定」を受ける必要がありますので、該当すると思われるときは支部までご連絡ください。

#### (1) 障害厚生年金

保険料納付要件を満たした上で、受給要件のいずれかに該当するときに受給権を取得し障害等級に応じた障害厚生年金が受給権を取得した日の属する月の翌月分から支給されます。

##### ① 保険料納付要件

初診日の前日に、以下のいずれかを満たしていることが必要となります。

- (ア) 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- (イ) 初診日が令和8年3月31日以前で初診日に65歳未満である場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に国民年金の保険料未納期間がないこと。

##### ② 受給要件

- (ア) 組合員（厚生年金被保険者）である間に初診日がある病気やケガにより、障害認定日に障害等級1級から3級に該当する障がいの状態にあるとき。  
（障害等級表については42ページを参照してください。）
- (イ) 障害認定日に障害等級1級から3級程度に該当しなかった者が、その後65歳に達する日の前日までに障害等級1級から3級程度に該当したとき。（事後重症）
- (ウ) 組合員（厚生年金被保険者）である間に初診日のある障がい（基準障害）と、その初診日以前に初診日があるその他の傷病による障がいとを併合して、基準傷病の障害認定日以降65歳に達する日の前日までに障害等級が1級または2級程度に該当したとき。（基準障害）

#### 用語解説

「初診日」とは、その傷病について初めて医師の診断を受けた日のこと。

「障害認定日」とは、原則として初診日から起算して1年6月を経過した日のこと。

※ 初診日から1年6月を経過する前に次の表にある傷病の状態となった場合、障害認定日を待たず当該日が障害認定日となります。

〈障害認定日の特例（特例症例）〉

症 例	障害認定日とされる日
上肢・下肢を切断または離断	切断または離断したその日
人工骨頭・人工関節の挿入置換	挿入置換したその日
心臓ペースメーカー、植込み型除細動器（ICD）、人工弁、人工心臓（補助人工心臓を含む）、CRT、CRT-Dを装着	装着したその日
心臓移植	移植したその日
人工血管（ステンドグラフトも含む）を挿入置換	挿入置換したその日
人工透析療法施行	開始日から3ヶ月経過した日
新膀胱造設	造設したその日
人工肛門造設・尿路変更術施行	造設・施行から6ヶ月経過した日
咽頭全摘出	摘出したその日
在宅酸素療法を行っている	療法を開始したその日
遷延性植物状態	その状態に至った日から起算して3ヶ月経過した日
脳血管障害による機能障害	初診日から起算して6ヶ月経過した日以降で症状が固定した日

③ 年金額の計算

障害共済年金には、公務・通勤災害（公務等）の場合にあっては別の算定式がありました。障害厚生年金には公務等の特例はなく、老齢厚生年金の計算式と同じものを使用します。ただし、計算式中の被保険者期間および平均標準報酬（月）額の算出期間は、障害認定日の属する月までとなります。

通勤を除く公務災害により障がいの状態になった場合は、公的年金とは別枠の「年金払い退職給付」の給付として公務障害年金を支給します。障害厚生年金と公務障害年金を合算した支給水準は、従前の公務等障害共済年金と同様になるよう設計されています。

$$\boxed{\text{障害厚生年金}} = \boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{加給年金額（該当者のみ）}}$$

障害等級3級の場合、報酬比例部分の最低保障額は586,300円となります。

また、加給年金額は障害等級1級または2級の障害厚生年金受給者で、65歳未満かつ生計を共にしている年収850万円（所得655.5万円）未満の配偶者がいるときに支給されます。

※平成23年3月までは、障害年金受給権発生時点で加給年金額の加算要件を満たしている場合にのみ加給年金額が加算されていましたが、平成23年4月の障害年金加算改善法施行により、平成23年4月からは障害年金受給権発生以後に加給年金額の加算要件を満たした場合にも、届け出により新たに加給年金額が加算されることになりました。

初診日が平成27年9月以前にある場合に限り、平成27年9月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過的職域加算額」として支給します。

老齢厚生年金の経過的職域加算額と同じ計算式を使用し、計算式中の被保険者期間および平均給料（与）月額額の算出期間は、障害認定日の属する月までとなります。

#### ④ 請求方法

障害厚生年金の請求書は、退職後・在職中ともに共済組合支部に提出してください。

※退職（老齢）または遺族年金の受給権者は、障害厚生年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は 61 ページからの「二つ以上の年金の選択」を参照してください。

#### ⑤ 障がいの程度が変わった場合

障害厚生年金の受給権者の障がいの程度が増進した場合は、増進請求によりその障がいの程度に応じて障害厚生年金の額が改定されます。ただし、3級の障害厚生年金受給権者が65歳以上で増進しても改定請求はできません。（過去に支給事由を同じくする障害基礎年金の受給権を有する方をのぞく。）

障がいが軽くなり障害等級に該当しなくなった場合は、支給が停止されます。また3級にも該当しないまま65歳になると（65歳になったときに3年を経過していないときは3年を経過したとき）、障害厚生年金を受ける権利がなくなります。

該当すると思われるときは、本部までご連絡ください。

#### ⑥ 失 権

受給権者が死亡したときは失権（受給権が消滅）しますので、その場合は速やかに公立学校共済組合本部に連絡してください。なお、障害等級1級および2級の受給権者が死亡したとき要件を満たす遺族がいれば、遺族厚生年金を受給することができます。

また、障がいの程度が3級以上に該当しなくなったときは支給停止となり、該当しなくなった状態で3年を経過したとき、または65歳に達したときは失権します。

## (2) 障害基礎年金

障害等級が1級または2級に該当する方に、日本年金機構から障害等級に応じた障害基礎年金が障害厚生年金とあわせて支給されます。

### ① 保険料納付要件

(1) の①と同様の要件を満たす必要があります。

### ② 年金額（令和2年4月から）

年金額は定額で次のとおりです。

障害等級	年金額
1級	977,125円
2級	781,700円

また、障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子（または、障害等級1級または2級に該当する20歳未満の未婚の子）がいるとき、次の額が加算されます。

2人目まで1人につき 224,900円	3人目から1人につき 75,000円
------------------------	-----------------------

### ③ 請求方法

障害厚生年金とあわせて支部に請求書を提出してください。その他添付書類については支部からご案内します。

なお、障害基礎年金は日本年金機構で裁定されます。

### ④ 失権

受給権者が死亡したときは失権（受給権が消滅）しますので、その場合は速やかに年金事務所または公立学校共済組合本部に連絡してください。

## (3) 障害手当金

下記の要件を満たす障がいの状態にある者に支給されます。（在職中でも可。）

- (ア) 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- (イ) 障がいの原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日（以下「治った日」といいます。）に障害厚生年金を受けることができない程度の障がいの状態であること。
- (ウ) (1) の①と同じ保険料の納付要件を満たしていること。
- (エ) 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。
- (オ) 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。



① 支給額

支給額は、公務外の障害等級3級における障害厚生年金の2年分相当額です。

② 請求方法

受給権発生時に請求書を支部に提出してください。

障害等級表（公立学校共済組合）

区 分	1 級	2 級	3 級
眼(矯正視力)	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの	両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
聴 力	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが 40cm 以上では通常の話声を解せないもの
平 衡 機 能	—————	平衡機能に著しい障がい を有するもの	神経系統に、労働が著しい 制限を受ける程度の障 がいを残すもの
そ しゃく 機 能	—————	そしゃくの機能を欠くもの	そしゃくの機能に相当程 度の障がいを残すもの
言 語 機 能	—————	音声又は言語機能に著し い障がいをするもの	言語の機能に相当程度の 障がいを残すもの
上 肢	機能・欠損・変形の障がい であって日常生活の用 を弁ずることを不能なら しめる程度のもの	機能・欠損・変形の障がい であって日常生活が著 しい制限を受ける程度 のもの	機能・欠損・変形の障がい であって労働が著しい 制限を受ける程度 のもの
下 肢	機能・欠損・変形・短縮 の障がいであって日常生 活の用を弁ずることを不 能ならしめる程度のもの	機能・欠損・変形・短縮 の障がいであって日常生 活が著しい制限を受け る程度のもの	機能・欠損・変形・短縮 の障がいであって労働 が著しい制限を受け る程度のもの
体 幹 脊 柱	体幹の機能に座っている ことができない程度又は 立ち上がることができ ない程度の障がいをする もの	体幹の機能に歩くことが できない程度の障がい をするもの	脊柱の機能に著しい障 がいを残すもの
肢 体	身体の機能の障がい又は 長期にわたる安静を必要 とする病状があり、日常 生活の用を弁ずることを 不能ならしめる程度の もの	身体の機能の障がい又は 長期にわたる安静を必要 とする病状があり、日常 生活が著しい制限を受け る程度のもの	身体の機能に労働が著 しい制限を受ける程度 の障がいを残すもの
精 神	精神の障がいであって、 日常生活の用を弁ずるこ とを不能ならしめる程 度のもの	精神の障がいがある であって、日常生活が著 しい制限を受ける程 度のもの	精神又は神経系統に、 労働が著しい制限を受け る程度の障がいを残す もの
そ の 他	日常生活の用を弁ずるこ とを不能ならしめる程 度のもの	日常生活が著しい制限 を受ける程度のもの	労働が著しい制限を受け る程度の障がいをする もの
	疾患：呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液疾患、代謝疾患、悪性新生物、高血 圧等		

## 4 組合員・退職者が死亡したときの年金

---

組合員が在職中または退職後に死亡したとき、要件を満たす遺族に共済組合（及び日本年金機構）から遺族厚生年金が支給されます。また、さらに日本年金機構からは遺族基礎年金が支給されます。

### (1) 遺族厚生年金

#### ① 受給資格（支給要件）

組合員または退職者（組合員であった方）が次の（ア）～（エ）のいずれかに該当したとき、遺族に受給権が発生し、遺族厚生年金が支給されます。ただし、下記の（ア）あるいは（イ）の要件の場合、死亡日の属する月の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、被保険者期間の2/3に満たないときは、支給されません。（令和8年4月1日より前に亡くなった場合は、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料の滞納がなければ遺族厚生年金の要件を満たすこととなります）

（ア）厚生年金被保険者期間に死亡したとき。

（イ）厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。

（ウ）障害の等級が1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給権者が、死亡したとき。

（エ）受給資格期間が25年以上ある方が、死亡したとき。

なお、（ア）～（ウ）を短期要件、（エ）を長期要件といいます。

#### ② 遺族

遺族とは、組合員または退職者（組合員であった方）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた方で次ページの表のとおりです。

なお、その方によって生計を維持されていた方とは、組合員であった方の死亡の当時に生計を共にしていた方のうち、将来にわたり年収が850万円（所得655.5万円）以上になる見込みのない方をいいますが、遺族となるべき方の年収が850万円（所得655.5万円）以上であっても、受給権が発生した日から5年以内に定年退職などの理由により年収が850万円（所得655.5万円）未満になるときは遺族に該当します。

複数の方が遺族に該当するときは、同じ順位であればその遺族の人数により等分して支給されます。

また、一元化に伴い、先順位者が権利を失った場合は次順位者に引き継いで遺族共済年金が払われる転給制度が廃止され、既に決定している遺族共済年金において、平成27年9月30日時点で遺族に認定されている次順位者は、年金制度上の「遺族」ではなくなりました。

なお、平成27年10月以降に受給権が発生する遺族厚生年金は、組合員または組合員であった方が亡くなられた時点で、夫、父母または祖父母の場合は55歳以上、障がいの状態にある子または孫の場合は、未婚で、かつ20歳未満である必要があります。

#### <遺族>

	遺族厚生年金	遺族基礎年金（国民年金）
遺族	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 配偶者および子</li> <li>② 父 母</li> <li>③ 孫</li> <li>④ 祖父母</li> </ul>	○ 子のある配偶者および子
族	子および孫とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の方、または20歳未満で組合員の死亡当時から障がい等級1級または2級の障がいの状態にある未婚の方	子とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の方、または20歳未満で障がい等級1級または2級に該当する未婚の方

### ③ 年金額の計算

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金（短期要件）の年金額については、2以上の被保険者期間を合算し、1つの期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして計算します。

合算した加入期間が300月に満たない場合は300月とみなして計算します。

$$\boxed{\text{遺族厚生年金}} = \left[ \boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{旧職域相当部分*}} \right] \times 3/4 + \boxed{\text{中高齢寡婦加算}}$$

一元化前の組合員期間がある場合に限って旧職域年金相当部分が支給されます。

一元化後の組合員期間がある場合は、年金払い退職給付の終身年金部分は終了、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金（長期要件）の年金額については、次の（ア）及び（イ）により計算した額とします。

- （ア） それぞれの加入期間に基づいて計算した額を合算し、老齢厚生年金との先あて計算を行ったうえ、遺族厚生年金の総額を計算する。
- （イ） その総額をそれぞれの加入期間に基づいて計算した遺族厚生年金の額に応じて按分し、按分した額をそれぞれの遺族厚生年金の額とする。

### ④ 中高齢寡婦加算（令和2年度の中高年齢寡婦加算の額 586,300円）

中高齢寡婦加算は、遺族厚生年金の受給権者が40歳以上65歳未満の妻（ただし、遺族厚生年金の権利を取得したときに40歳未満である妻は、40歳になっても中高齢寡婦加算が加算されません）である場合に支給され、遺族基礎年金の額に3/4を乗じて得た金額となります（公務員共済の期間と厚生年金の期間を合算して20年以上必要）。

これは、妻が65歳に達して本人の老齢基礎年金を受給できるようになるまでは遺族厚生年金だけしか支給されないこと、また、中高齢の妻は十分な収入を得る機会も制約されるであ

ろうことなどを考慮したものです。よって、遺族厚生年金の受給権者である妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳未満の子等がいることによる国民年金法による遺族基礎年金を受けることができるときは、中高齢寡婦加算は加算されません。

なお、昭和31年4月1日以前の生まれの方は、生年月日（＝老齢基礎年金加入可能期間）に応じ「経過的中高年齢寡婦加算」として65歳以後も支給されますが、65歳まで支給されていた金額に比べて減額となります。

#### ⑤ 支給停止

受給権者が子のいない夫、父母、祖父母のときは、受給権者が60歳に達するまで支給が停止されます。

また、子は遺族の順位としては配偶者と同位となりますが、配偶者が失権しない限り配偶者に支給され子には支給されません。

#### ⑥ 支給調整

地方公務員災害補償法による遺族補償年金が支給されるときは、遺族厚生年金の一部が支給停止されます。

#### ⑦ 請求方法

年金受給権者または待機者が死亡したときは、遺族厚生年金の受給権者となる遺族が請求書を公立学校共済組合本部あるいは年金事務所から取り寄せ、必要事項を記載のうえ指定の書類を添付し、本部あるいは年金事務所に直接提出してください。詳細は50ページからの「年金の請求・決定・支給」を参照ください。

なお、在職中の組合員が死亡したときは、支部から請求書をお送りしますので、支部に提出してください。

※ 老齢（退職）または障がいの年金の受給権者は、遺族厚生年金とあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は61ページからの「二つ以上の年金の選択」を参照ください。

#### ⑧ 失 権

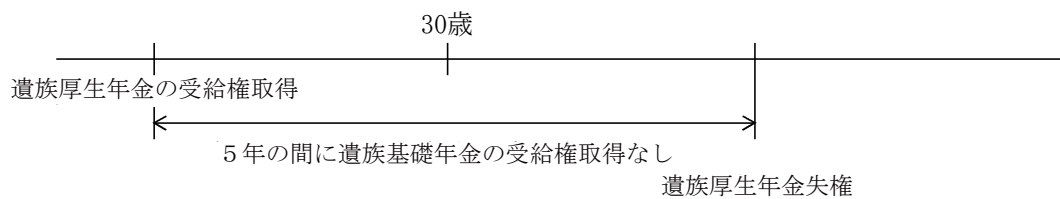
遺族厚生年金の受給者が次の（ア）～（キ）のいずれかに該当したとき失権（受給権が消滅）します。失権したとき（（オ）、（キ）を除く。）は速やかに本部に連絡してください。

（ア）死亡したとき。

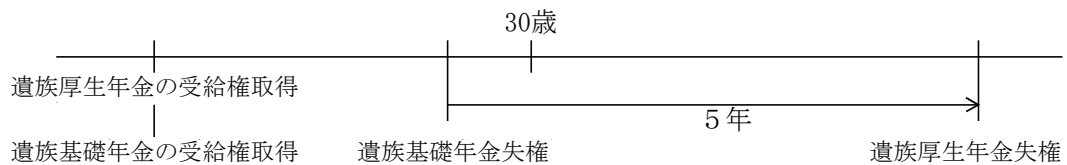
（イ）婚姻したとき。（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）

（ウ）直系血族および直系姻族以外の方の養子となったとき。（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となったときを含む。）

- (イ) 死亡した組合員であった方との親族関係が離縁によって終了したとき。
- (ロ) 子または孫である受給権者（障がい等級の1級または2級に該当する方を除く。）が18歳に達した日の属する年度末に達したとき。
- (ハ) 障がい等級の1級または2級に該当する子または孫である受給権者が18歳に達した日の属する年度末後に、1級または2級の障がい等級に該当しなくなったときまたは20歳に到達したとき。
- (ニ) 子のいない若年期の妻が次のいずれかに該当したとき。
  - a 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過する日までに取得しないとき。



- b 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻について、30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅し、その消滅の日から5年を経過したとき。



## (2) 遺族基礎年金

### ① 受給資格（支給要件）

遺族基礎年金を受給することができる遺族は、組合員が死亡した当時、組合員によって生計を維持されていた次の方です。（ただし、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があるときは、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です）

- (ア) 死亡した方の配偶者であって、(イ)に該当する子と生計を同じくしている方
- (イ) 死亡した方の子であって、18歳に達する日の属する年度末までの間にあり（または、20歳未満で障がい等級の1級または2級に該当）かつ婚姻していない方

### ② 年金額

年金額は定額で、次のとおりです。

### <遺族基礎年金の額>

基 本 額		781,700円
子 の 加算額	受給権者以外の子2人まで1人につき	224,900円
	受給権者以外の子3人目から1人につき	75,000円

#### ③ 請求方法

遺族厚生年金と同じになります。

なお、遺族基礎年金は日本年金機構で裁定されます。

#### ④ 支給の停止

(ア) 配偶者と子の両方に遺族基礎年金の受給権が生ずるときは、子に対する支給は停止され、配偶者に支給されます。

(イ) 子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父または母（離婚等により受給権がない場合の母を含む。）があるときは、その間支給が停止されます。

#### ⑤ 失 権

遺族厚生年金の受給権を失ったときは、遺族基礎年金も同時に失権（受給権の消滅）します。

また、受給権者である子が配偶者と生計を共にしなくなったときや障がい等級の1級または2級の状態にある子が20歳になったときも失権します。

失権したときは、公立学校共済組合本部または年金事務所に速やかに連絡してください。



## 〔提出書類一覧〕

### 老齢厚生年金

<b>請求時に必要な書類</b>
【請求により本部（または支部）から送付する書類】
年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付） 年金受給選択申出書（該当者のみ） 障がい理由とする加給年金額対象者に係る診断書等（該当者のみ）
【請求者が年金請求のために用意する書類】
戸籍抄本（請求者のもの）または住民票（戸籍謄本を添付する場合は戸籍抄本不要） 雇用保険に加入したことがあるときは、雇用保険被保険者証の写し（該当者のみ） 加給年金額対象者がいるときは以下のもの（該当者のみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本及び住民票（世帯全員分）</li> <li>・配偶者の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、年金証書）の写し</li> <li>・配偶者または子の収入を証明するもの（所得証明書、（非）課税証明書等）</li> </ul>

### 障害厚生年金、障害手当金

<b>請求時に必要な書類</b>
【請求により支部から送付する書類】
年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付） 障害給付請求事由確認書、診断書、病歴・就労状況等申立書 一時金支給額等の受給申立書（該当者のみ）、年金受給選択申出書（該当者のみ） その他請求者の状況に応じた補足書類
【請求者が年金請求のために用意する書類】
戸籍抄（謄）本 加給年金額対象者がいるときは、世帯全員の住民票 年金証書の写しなど併給調整の対象となる年金の証書番号を確認できる書類（該当者のみ） 加給年金額対象者の所得証明書または（非）課税証明書など（該当者のみ） 加給年金対象配偶者の年金裁定通知書等の写し（該当者のみ）

### 遺族厚生年金

<b>請求時に必要な書類</b>
【請求により本部（または支部）から送付する書類】
年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付） 生計同一関係に関する申立書（該当者のみ） 年金受給選択申出書（該当者のみ） 一時金支給額等の受給申立書（該当者のみ） 診断書、日常生活に関する申立書（該当者のみ）
【請求者が年金請求のために用意する書類】
戸籍謄本、請求者の住民票（世帯全員分）および亡くなった方の住民票（除票） 請求者の所得証明書または（非）課税証明書 死亡診断書（死体検案書等）（写し可）または死亡届の記載事項証明書 請求者の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、年金証書等）の写し 請求者が年金受給者の場合、最新の年金額改定通知書の写し（該当者のみ） 初診時の傷病名を証する書類（該当者のみ）

※証明書類については、発行日が受給権発生日以後であり、かつ、請求書提出日前6月以内に交付されたものである必要があります。

※マイナンバー情報連携により、添付書類が省略できることがあります。

## 5 年金にかかる手続きと届出

年金受給権者および退職者の年金関係の各種データは、すべて**公立学校共済組合本部**及び**日本年金機構**のコンピュータに登録され管理されています。そのため、退職後の各種届出(年金受領金融機関の変更・受給権者の死亡等)、源泉徴収票の発行、年金証書の再発行、年金請求の手続、年金受給額の質問などは、**基本的に公立学校共済組合本部が窓口**になります。

相談・照会については、電話、郵便、FAX等で受け付けておりますので、電話の場合は、年金証書の記号番号(または待機者番号)と氏名を最初にお申し出ください。

また、郵便の場合は、年金証書の記号番号(または待機者番号)、氏名、住所、電話番号、相談・照会事項を記入の上、返信用封筒(宛名明記、切手貼付)を同封し、下記まで送付してください。

公立学校共済組合 本部 年金相談室	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 ☎ 03-5259-1122 (月～金曜日の9:00～17:30)
-------------------------	---

各種届出用紙は、以下のWebサイトからダウンロードすることができます。

公立学校共済組合本部  
「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」  
<https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html>

### (1) 退職時の退職届書の提出と待機者登録

#### ① 退職届書の提出

老齢厚生年金の支給開始年齢に到達していない組合員の方は、退職時に退職届書を提出してください。

これにより、組合員の年金に関する各種データが日本年金機構及び公立学校共済組合本部に登録され、将来の年金請求を円滑に行うことができます。

なお、以下の組合員についても、退職時に退職届書を提出してください。

- ・60歳を超えており、退職後、すぐに繰上請求を希望する方
- ・65歳から本来支給の老齢厚生年金を繰下待機中の方

#### [MEMO] 再任用職員や臨時的任用職員が退職する場合

支給開始年齢に到達し、年金が決定されている場合は、退職による「老齢厚生年金改定請求書」を提出してください。在職中は年金の全部又は一部が停止されているのでその停止を解き、再任用等前の期間と再任用職員等としての期間を合算して年金を再計算することとなります。

支給開始年齢に到達していない場合は、退職届書を提出してください。



## ② 待機者登録

退職届書を提出すると、原則として、老齢厚生年金の待機者として日本年金機構及び公立学校共済組合本部（年金システム）に登録され、その後、本部から「年金待機者番号」「年金待機者のあんない（パンフレット）」が送付されます。氏名、生年月日、組合員期間（被保険者期間）等に誤りがないかどうか確認の上、年金を請求するまで大切に保管してください。

氏名や住所が変更となった場合は、必ず本部に「年金待機者異動報告書」を提出してください。提出がない場合、大切なお知らせ等がお手元に届かなくなります。

## ③ 将来の年金請求方法

待機者となった方は、年金受給権が発生する誕生月の前々月を目途に本部から請求の案内が届きますので、ご自身で請求してください。詳細は（2）の「年金の請求・決定・支給」を参照ください。

### [MEMO] 退職者が死亡したときの遺族厚生年金

次のいずれかに該当する待機者が死亡したとき、要件を満たす遺族に遺族厚生年金が支給されます。

- ① 組合員であった方が退職後に在職中に初診日がある病気やケガによりその初診日から起算して5年以内に死亡したとき。（保険料納付要件を満たす必要あり）
- ② 組合員期間（被保険者期間）等が25年以上（※）ある方が死亡したとき。  
※ 組合員期間（被保険者期間）等により短くなる場合があります。

## (2) 年金の請求・決定・支給

### ① 概要

加入期間の要件を満たす組合員または退職者が、老齢厚生年金の支給開始年齢に達したときや、組合員または受給権者が死亡したときなど給付事由が生じたとき、年金受給権が発生します。

しかし、年金を受給するためには、受給権者が日本年金機構あるいは公立学校共済組合に対して年金の請求をしなければなりません。受給権が生じても請求しなければ年金は支給されません。

年金が決定されると受給権者には年金証書等が送付され、指定口座に年金が入金されます。

なお、年金の受給権は、請求をしないと受給事由が生じた日から5年間で時効により消滅します。

## ② 年金の請求

年金の請求のためには、請求書を日本年金機構あるいは公立学校共済組合に提出する必要があります。

年金の請求に必要な書類については 48 ページの提出書類一覧を参照ください。そのほかに必要な書類は本部（または支部）から連絡します。

また、年金の請求方法は、年金の種類と請求する時期（在職中か退職後か）によって異なります。

### （退職者の場合）

#### ○老齢厚生年金

支給開始年齢に達する 3 か月前に、最後に加入した実施機関から請求に必要な書類が送付されます。送付のあった実施機関に提出してください。

なお、二以上の種別の被保険者期間を有する方が請求する場合、原則として一つの実施機関に年金請求書を提出することによって、他の実施機関に係る老齢厚生年金も請求することができますので、送付された請求書を使って請求してください。

#### ○遺族厚生年金

年金受給権者または待機者が死亡したときは、死亡した人が加入していた実施機関に連絡してください。その実施機関から必要な書類が送付されます。

公立学校共済組合の場合は本部、支部いずれに連絡してもかまいませんが、書類の送付は本部からなされます。請求書の提出は本部に直接提出してください。

なお、二以上の種別の被保険者期間を有する方が死亡した場合でも、原則として一つの実施機関に年金請求を提出することによって、他の実施機関に係る遺族厚生年金も請求することができますので、送付された請求書を使って請求してください。

#### ○障害厚生年金について

組合員期間中に初診日のある病気やケガにより 65 歳に達する日の前日までに障害等級 3 級以上に該当する障がいの状態になったときは、公立学校共済組合支部に連絡してください。必要な書類を支部からお送りしますので、退職者であっても支部に提出してください。

### 退職後の年金請求時に本部年金相談室もしくは支部に伝える事項

- ・ 氏名（退職時と異なる場合は旧姓も） ・ 生年月日 ・ 郵便番号 ・ 住所 ・ 電話番号
- ・ 待機者番号または年金証書記号番号
- ・ 請求事由（どの年金を請求したいのか） 等

### （在職者の場合）

- 老齢厚生年金
  - 障害厚生年金
  - 遺族厚生年金
- いずれの年金も、在職中または退職後（直後）に受給権を取得される方には、原則、支部からその請求方法等についてお知らせします。この場合、年金請求書は支部に提出してください。

## ③ 年金の決定

年金の請求から決定までは 2～4 か月間ほど期間を要します。二以上の種別の被保険者期間を有する場合、さらに期間を要します。

年金が決定になると、受給権者に「年金証書」「年金決定通知書」「年金決定計算書」「パンフレット」等が送付されます。年金証書に表示されている氏名、生年月日、住所等に誤りがないか確認してください。

また、お手元に届いた書類は大切に保管してください。

#### ④ 年金請求の流れ（令和2年度末に60歳で定年退職される方）

今年度定年退職予定の方

生年月日が昭和35年4月2日～昭和36年4月1日

（※公立大学法人の教員等は除く）

##### 年金支給開始年齢

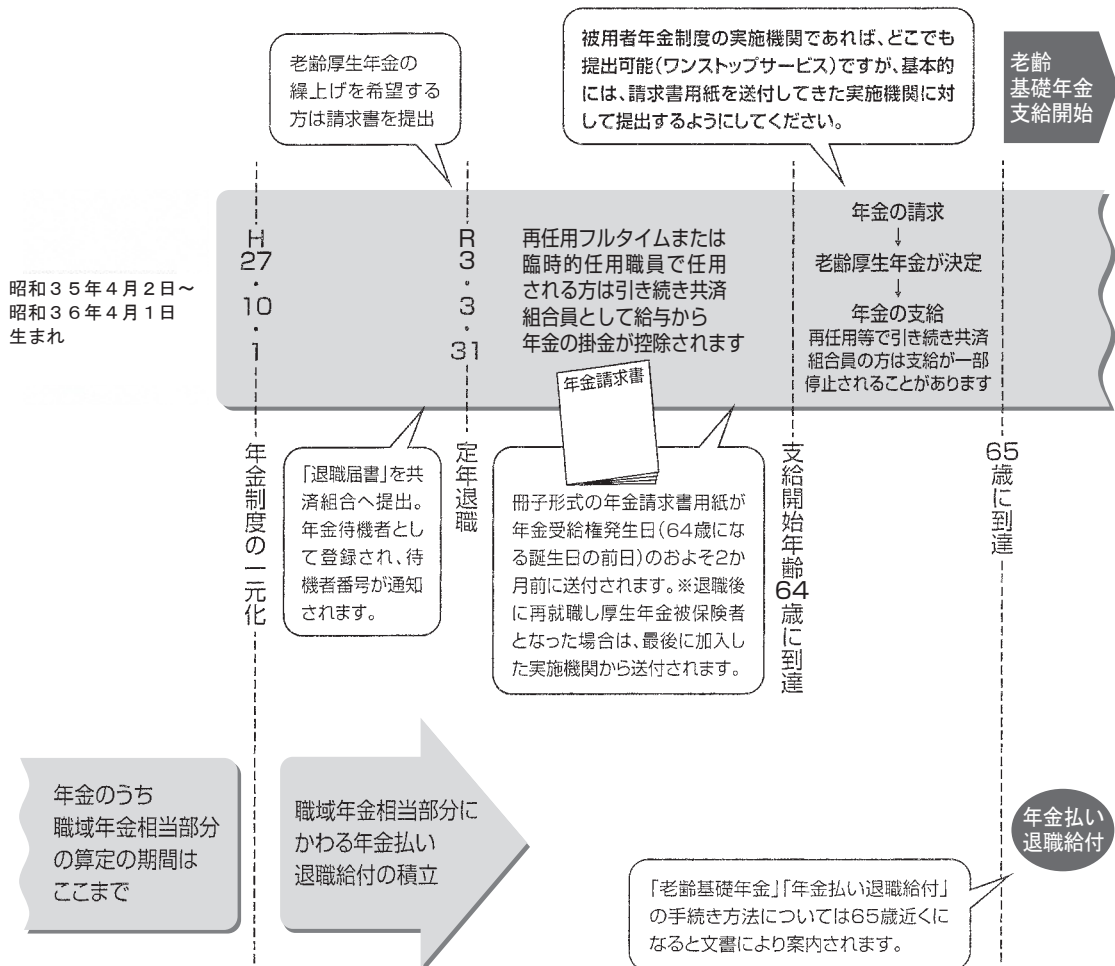
老齢厚生年金は原則として65歳から支給開始になりますが、特例により65歳に達する前に「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。この「特別支給の老齢厚生年金」は、65歳からは本来支給の老齢厚生年金に切り換わり、併せて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。今年度定年退職予定の方の支給開始年齢は64歳です。

なお、60歳以上であれば、支給開始年齢前であっても、繰り上げて受給できる制度があります。希望する場合はお問い合わせください。

##### 年金請求の流れ

特別支給の老齢厚生年金は受給資格を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても、受給権を取得し、請求により年金が決定されます。流れは以下のとおりです。

なお、平成27年10月から被用者年金の一元化が実施され、公務員共済組合以外に民間の会社や私立学校にお勤めの期間をお持ちの方については、いずれか一つの実施機関に請求書を提出することにより、それぞれの期間の老齢厚生年金を同時に請求することができます。



## ⑤ 年金の支給

### (初回支給)

年金は、給付事由の生じた月の翌月分から支給されます。

初回支給は、支給開始月から定期支給月の前月までの期間に対する支給分となります。

2回目以降は、定期支給月に支給されます。

### (定期支給)

年金は、年6回偶数月の15日に、支給期月の前月までの2か月分が支給されます。(基礎年金の支給日も同じです。)

定期支給期日	支給期(2か月分)
2月	12・1月分
4月	2・3月分
6月	4・5月分
8月	6・7月分
10月	8・9月分
12月	10・11月分

※ 支給期月の15日が土曜日にあたるときは14日に、日曜日にあたるときは13日に支給されます。

## ⑥ 年金の受領方法

### (年金支払通知書の送付)

原則年2回、6月定期支給期および12月定期支給期の送金に先立ち、年金支払通知書が送付されます。通知内容は、それぞれ3定期分の支払予定日、支払額等です。

(金融機関や口座番号は個人情報ですので、平成19年6月から印字されていません。)

お手元に届きましたら住所、氏名を必ずご確認ください。

なお、送付後に、改定等により支給額等が変更となった場合は、直後の定期支給期にあらかじめ変更後の内容についてお知らせがあります。

### (送 金)

定期支給日に、あらかじめお届けいただいた受領機関の普通預(貯)金口座に入金されます。

## ⑦ 年金の支給期間

年金の支給対象期間は、給付事由が発生した翌月分から給付事由の消滅したその月分までになります。加給年金額や中高齢寡婦加算等の加算額についても同じです。

再就職や退職改定などにより年金額に変更を生ずる事由が発生したときも、その翌月分から年金額が改定(変更)されます。

また、失権事由が生じたときは、その事由が生じた月分まで年金が支給され、その翌月から支給がなくなります。支給停止事由が生じた場合も同じです。

例えば、老齢厚生年金の受給権者が亡くなったときは、亡くなった日の属する月分まで老齢厚生年金が支給されます。遺族に遺族厚生年金が支給される場合は、亡くなった日の属する月の翌月分から支給されます。

## ⑧ 年金の失権

年金が失権事由に該当したときは、その受給権は消滅し、年金の支給はなくなります。主な失権理由は受給権者の死亡によるものですが、詳細は各年金の項目(失権)を参照ください。

失権したときは速やかに年金事務所や公立学校共済組合本部に連絡をしてください。失権の連絡が遅れると受給した(支給された)年金の返納を求められる場合があります。

なお、老齢厚生年金の受給権者ならびに障がい等級が1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したときは、要件を満たす遺族に遺族厚生年金が支給されます。

## (3) 年金受給権者の届出

### ① 現況届

年金受給者の方の現況確認は、平成15年4月から住民基本台帳ネットワークシステムを利用しているため、一部の方(1年以上外国に居住している方等)を除いて廃止しています。

加給年金額が加算された年金を受けている方には、加給年金額対象者の公的年金および生計維持関係確認のため「加給年金額対象者に関する現況届」を誕生日の前月に送付しています。提出期限までに提出がない場合、加給年金額の支給が停止されます。

### ② 年金受給権者氏名・受取機関変更届

年金受給権者が年金受領機関の変更を希望するとき、または氏名が変更となったときに、日本年金機構あるいは公立学校共済組合本部に届出いただくものです。

この届出が遅れますと、希望した受領機関で年金を受領できなかつたり、本部から送付される大切な書類(年金支払通知書、現況届、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等)が届かない場合があります。

#### [MEMO] 住所の変更

登録住所の変更は、平成23年10月から住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行うこととなったため、住民票上の住所を変更すれば、**年金受給権者からの届出は原則として不要**になりました。ただし、登録住所に変更が反映するまでに4～5か月かかることから、必ず郵便局に転送届を提出するようにしてください。

なお、以下の方は住所変更の届出が必要ですので、本部までご連絡願います。

外国籍の方または外国に居住されている方

成年後見人が選任されている方

### ③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

所得税の課税対象となる老齢厚生(退職共済)年金等の受給者には、税額の控除を受けるための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の用紙が毎年10月に送付されますので、必要に応じて定められた期限までに本部に提出してください。

#### ④ 年金受給権者再就職届書

年金受給権者が常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となったときは、再就職先の共済組合に「年金受給権者再就職届書」「年金証書(原本)」を提出してください。当該届書に基づき、年金の全部または一部が支給停止となります。

なお、遺族厚生年金や遺族共済年金、遺族年金および通算遺族年金の受給権者はその必要はありません。

※民間会社、私立学校、公立学校(嘱託員・非常勤職員)等に再就職した場合は届書等の提出は不要です。国会議員や地方議会議員に就職した場合は別途届書等の提出が必要です。

#### ⑤ 年金受給権者等の一身上の届出

年金受給権者および加給年金額対象者に次のような一身上の異動があったときは、その旨を電話または郵便で速やかに日本年金機構または公立学校共済組合本部に届け出てください。その際、年金証書記号番号と年金受給権者のお名前・住所・電話番号をお知らせください。

(ア) 年金受給権者が死亡したとき(次ページの[MEMO]参照)

(イ) 各種遺族年金の受給権者が婚姻、養子縁組、養子縁組を解消したとき

(ロ) 各種障害年金の受給権者の障がいの程度が増進したとき

(ハ) 併給調整の対象となる他の公的年金受給権が発生したとき

(ニ) 併給調整されている年金への選択替えを行うとき

(ホ) 年金受給権者が加給年金額が加算された老齢基礎年金を受給することとなったとき

(ヘ) 年金受給権者が禁錮刑以上の刑に処されたとき

(ニ) 年金受給権者が雇用保険の失業手当(基本手当)を受給することとなったとき

(ケ) 加給年金額対象者が死亡、離婚、養子縁組、養子縁組の解消、子が婚姻したとき

(コ) 加給年金額対象者の生計が年金受給権者により維持されなくなったとき

(サ) 加給年金額対象の配偶者が公的年金各法による老齢(退職)または障がいを事由とする年金を受給することとなったとき(老齢基礎年金は除く。)

(シ) 加給年金額対象の配偶者が雇用保険の失業手当(基本手当)を受給することにより、配偶者自身が受給している公的年金給付が全額支給停止となったとき(また、失業手当(基本手当)の受給が終了したことにより、再び年金が支給されることとなったとき)

**[MEMO] 年金受給権者が死亡したとき**

年金受給権者が死亡した場合は、速やかに下記まで連絡してください。  
連絡がないと続けて年金が支給され過払いとなりますので、返納の必要が生じます。

公立学校共済組合 本部 年金相談室 ☎03-5259-1122  
支部 ☎024-521-7803

**[本部の事務処理]**

電話連絡を受けましたら、必要事項をお尋ねした上で、遺族厚生年金請求書類または年金受給権消滅届書類をお送りします。(支部に連絡しても書類は本部から送ります)



## (4) 年金と税金

### ① 年金と所得税

年金は、所得税法上「雑所得」として課税され、支給の都度、所得税が源泉徴収されます。ただし、障がいおよび遺族の年金には課税されません。

### ② 源泉徴収税額

源泉徴収される税額は、次により算出します。

#### (ア) 扶養親族等申告書を提出した方の計算方法

**源泉徴収税額の計算式** → 源泉徴収税額 = (年金の支給額 - 控除額) × 5.105% (※)

**控除額の計算式** → 控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 支給月数

#### (イ) 扶養親族等申告書を提出していない方の計算方法

**源泉徴収税額の計算式** → 源泉徴収税額 = (年金の支給額 - 控除額) × 5.105% (※)

**控除額の計算式** → 控除額 = 基礎的控除額 × 支給月数

※ 復興特別所得税を含む。

### 所得税の源泉徴収控除額表

#### 〔基礎的控除額〕

区 分	控 除 額 ( 月 額 )
65歳未満	年金の月割額 × 25% + 65,000円 * 90,000円未満の場合は90,000円
65歳以上	年金の月割額 × 25% + 65,000円 * 135,000円未満の場合は135,000円

※ 月割額は、支給額をその支給月数で除して求めます。

#### 〔人的控除額〕

控除の種類	控 除 額 ( 月 額 )
配偶者控除	32,500円
配偶者特別控除	(老人控除対象配偶者 40,000円)
扶養控除	(老人扶養親族 32,500円)
	(特定扶養親族 40,000円) (特定扶養親族 52,500円)
障害者控除	普通障害者 22,500円
	特別障害者 35,000円
	(同居特別障害者 62,500円)
寡婦控除	寡婦 22,500円
ひとり親控除	ひとり親 30,000円

※ 各控除の条件は国税庁のホームページ等でご確認ください。



③ 所得税の確定申告(詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。)

年金には、給与所得とは異なり年末調整は行われませんので、次に該当する方はご自身で確定申告を行ってください。

(7) 確定申告の対象となる方

○確定申告が必要な方

- ・年金収入の合計額が400万円を超える方
- ・年金収入の合計額が400万円以下でも、公的年金等以外の所得金額が20万円を超える方

※ 年金収入とは、公的年金制度の課税年金や企業年金、個人年金等の収入のことです。

※ 確定申告が必要ない方でも、住民税の計算をするために市町村に申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○源泉徴収税額がある方で、確定申告をすることで所得税の還付が受けられる可能性のある方

- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った方
- ・10万円を超える医療費を支払った方等

(イ) 確定申告の時期

毎年2月16日から3月15日まで(休日の関係で始期・終期変更の場合あり)

(ロ) 確定申告書の提出先

住所地を管轄する税務署

(ハ) 確定申告に必要な書類

- ・ 確定申告書用紙(税務署や確定申告会場で配付されています。また、国税庁のWebサイトで入手(作成)することもできます。)
- ・ 公的年金等の源泉徴収票(12月の定期支給期に送付されます。)
- ・ その他必要書類

**源泉徴収票について**

「公的年金等の源泉徴収票」は、12月定期支給期の「送金案内書」と一体(二つ折り)で送付されます。確定申告を行う場合に必要となる書類ですので、紛失しないように保管してください。

なお、障がいおよび遺族の年金は非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。

④ 年金と住民税

年金には、所得税のほか、住民税(県民税・市町村税)が課税されます。

退職後は、居住する市町村から送付される納税通知書により、「6月・8月・10月・1月」に市町村の窓口または指定金融機関で納付することになります。

65歳以降は、原則として、住民税についても年金から源泉徴収されます。

なお、住民税は前年の所得に対し課税されるため、退職した年の住民税は、現職時と同程度の額になります。退職した翌年以降は老齢厚生年金等が住民税の課税対象となります。

## (5) 在職中あるいは再就職したときの年金の一部支給停止

老齢給付の年金受給者の方が常勤の公務員や民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、または国会議員・地方議会議員であるときには、年金の全部または一部が支給停止される場合があります。常勤の公務員である場合は、経過職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

また、障害給付の年金受給者の方が民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している場合または国会議員・地方議会議員である場合は年金の支給停止はありませんが、常勤の公務員である場合は、経過職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

なお、遺族給付の年金については、在職に伴う年金の支給停止はありません。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険の被保険者となった方（常勤の公務員、公立学校の嘱託員、私立学校の教職員、民間会社等への勤務などが該当します。）</li> <li>・国会議員、地方議会議員となった方</li> <li>・厚生年金保険の適用事業所に勤務されている 70 歳以上である方</li> </ul>
届 出 方 法	<p>原則として届出は不要 ただし以下の場合には届出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の公務員となった場合 「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて、<b>再就職先の共済組合</b>に提出</li> <li>・国会議員、地方議会議員となった場合 「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」を提出（議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要）</li> </ul>

### ① 二以上の実施機関から年金を受けている場合

すべての老齢厚生年金を合算して支給額の計算を行い、支給額がある場合には、支給額をそれぞれの実施機関の年金額に応じて按分した額が支給されます。

### ② 在職中の支給額

基本月額と総報酬月額相当額に応じて次ページのとおり算定されます。支給額が0円となる場合、老齢厚生年金は全額支給停止（繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。）となります。

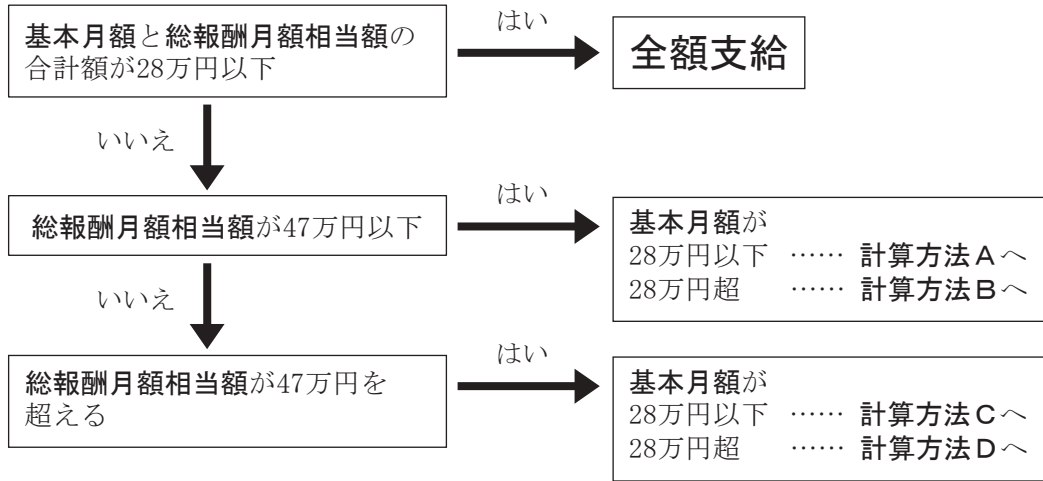
なお、65 歳未満で障害者または長期加入者の特例により定額部分と加給年金額が加算されている場合、当該加算は支給停止となります。

#### ※ 用語説明

基本月額：老齢厚生年金の月額（加給年金額、繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。）

総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額）＋（直近1年間の標準賞与の合計÷12）

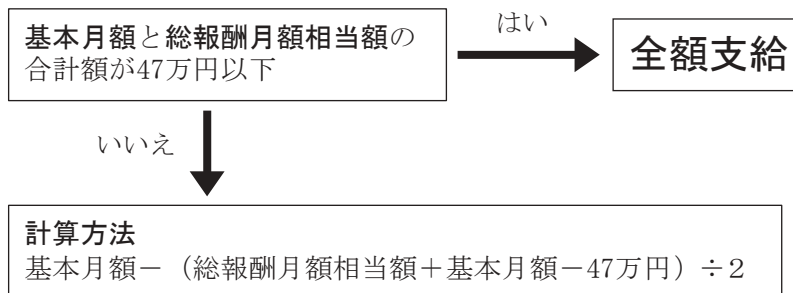
### 65歳前の支給額（月額・低在老方式）



#### ○ 計算方法

- 計算方法A 基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2
- 計算方法B 基本月額 - 総報酬月額相当額 ÷ 2
- 計算方法C 基本月額 - {(47万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)}
- 計算方法D 基本月額 - {47万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)}

### 65歳以後の支給額（月額・高在老方式）



※ 上記の「28万円」および「47万円」は、令和2年度の額であり、変更される場合があります。

#### ③ 退職したとき

支給停止となった方が退職したときは、年金の支給停止が解除されます。

届出方法	<p>原則として届出は不要 ただし以下の場合には届出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の公務員であった場合 退職による改定請求書を提出</li> <li>・国会議員、地方議会議員であった場合 「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」を提出（議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要）</li> </ul>
------	--

## (6) 雇用保険の失業給付と老齢厚生（退職共済）年金との調整

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金または退職共済年金の受給者が、雇用保険の失業給付（基本手当）を受給する手続き（求職の申込み）をした場合、基本手当の額の多寡にかかわらず、経過的職域年金相当部分を除いた年金の全額が支給停止になります。（よって、求職の申込みをする前に基本手当の受給額を確認し、年金の受給額と比較してから、どちらを受給するか選択することをお勧めします。）

なお、ハローワークに求職の申込みをした際は、必ずその旨を本部に届け出てください。

また、基本手当の受給が終了したときは、年金が支給されることとなりますので、その旨を本部に届け出てください。

## (7) 二つ以上の年金の選択

### ① 一人一年金の原則と特例

(ア) 年金の受給権者が複数の共済年金または他の法律に基づく年金を受けることができる場合は、原則として、いずれか一つの年金を選択して受給することとなります。

このとき他の年金は支給停止になります。（これを**併給調整**といいます。）

(イ) 一元化の併給調整の特例は、併給調整の対象外となる給付を定めるもので、厚生年金4通り（18ページ参照）中、何れかの期間を2つ以上有している場合に特例の対象となります。

この特例に該当するのは、老齢厚生年金又は長期要件の遺族厚生年金となります。これらの給付に関しては、給付はそれぞれの加入期間に応じて給付がなされることとなりますので、併給可という考えがとられません。

これに対して、障害厚生年金又は短期要件の遺族厚生年金については、給付が重複する場合があるため特例の対象とはならず、併給調整が行われることとなります。

内容に応じて併給調整の対象となる場合とならない場合がありますのでご注意ください。

### ② 選択方法

選択の手続は、受給を希望する年金の支給先に年金受給選択申出書を提出することにより行います。現在受給している年金とは別の年金受給権が生じたときや、複数の年金受給権がある方で現在停止されている年金の受給を希望するときは、本部（在職中の方および退職時は支部）に相談してください。

なお、この年金の選択（変更）は、将来に向かってのみ何回も行うことができます。

### ③ 二つ以上の年金の受給（併給調整の例外）

(ア) 老齢厚生年金と併給することができる年金

退職または老齢を給付事由とする次表に掲げる年金が、老齢厚生年金と併給することができる年金となります。

適用法令	併給される年金
地方公務員等共済組合法 国家公務員共済組合法	退職共済年金、減額退職年金
私立学校教職員共済法	退職共済年金、退職年金 減額退職年金、通算退職年金
厚生年金保険法	老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金
国民年金法	老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金 障害基礎年金(注1)
旧船員保険法	老齢年金、通算退職年金

(注1) 65歳以上であっても、障がいの程度が1級または2級の障害基礎年金の受給権者は、老齢基礎年金に替えて障害基礎年金を受給することができます。

**【併給可能例図】**

老齢厚生年金	退職共済年金	老齢厚生年金	退職共済年金
		老齢基礎年金 (または65歳以上の とき障害基礎年金)	老齢基礎年金 (または65歳以上の とき障害基礎年金)

(イ) 障害厚生年金と併給することができる年金

同一給付事由(同一傷病)に基づく国民年金法による障害基礎年金が、障害厚生年金と併給することができる年金となります。

**【併給可能例図】**

(同一給付事由)

障害厚生年金
障害基礎年金

(ウ) 遺族厚生年金と併給することができる年金

次表に掲げる年金が、遺族厚生年金と併給することができる年金となります。

適用法令	併給される年金
国家公務員共済組合法 私立学校教職員共済法	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族共済年金
厚生年金保険法	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族厚生年金
国民年金法	同一給付事由に基づく遺族基礎年金
国民年金法	受給者が65歳に達している老齢基礎年金、老齢年金、 通算老齢年金、障害基礎年金(注)

(注) 65歳以上であって、障がい程度が1級または2級の障害基礎年金の受給権者は、老齢基礎年金に替えて障害基礎年金を受給することができます。

**【併給可能例図】**

(同一給付事由)

遺族厚生年金
遺族基礎年金

(同一給付事由に基づく長期要件該当)

遺族厚生年金	遺族共済年金
遺族基礎年金 (または65歳以上のとき老齢基礎年金)	

(65歳以上の場合)

遺族厚生年金
老齢基礎年金 (または障害基礎年金)

**(I) 老齢厚生年金と遺族厚生年金の併給 (平成19年4月から)**

遺族厚生年金の額が老齢厚生年金を受給する方ご自身の老齢厚生年金の額を上回る場合、受給権者が65歳に達した日以降は次の組み合わせとなります。

遺族厚生年金	老齢厚生年金	遺族厚生年金 (差額)
		老齢厚生年金 (全額)
老齢基礎年金		老齢基礎年金
年金額		支給額

**④ 職域年金相当部分の特例**

複数の年金受給権を有する方が、地方公務員等共済組合法または国家公務員共済組合法に基づく共済年金以外の年金を選択したときであっても、支給停止対象の共済年金のうち、その職域年金相当部分は支給停止になりません。

**(8) 年金加入期間確認通知書**

一元化以前は、老齢基礎年金の請求等の際に、加入していた年金制度が一つしかない方を除き、共済組合や日本年金機構が発行する年金加入期間確認通知書が必要でしたが、一元化以降は各共済組合や日本年金機構で情報共有が図られています。しかし、場合によっては年金加入期間確認通知書を求められることもあるため、次ページに請求のための書式を載せてあります (なお、公立学校共済組合のホームページにも掲載してあります。)。様式は A3 ですので拡大コピーしてお使いください。請求書を提出する際は、返信用封筒 (あて先を記入し、切手を貼付したもの) を同封願います。

なお、本部では年金加入期間確認通知書に限らず、年金相談室での電話受付および 24 時間受付の証明書等再交付自動受付サービス (年金を受給されている方のみ) を行っていますので、ご利用ください。

(証明書等再交付自動受付サービス ☎03-5259-8852)

# 年金加入期間確認請求書

殿  
 氏名 ④  
 住所 □□□□-□□□□  
 自宅の電話番号 ( ) - ( ) - ( )

1 退職又は退職  
 2 障  
 3 死 } を支給事由とする年金を共済組合等へ請求するため必要があるので、〔年金加入期間〕 の確認を請求します。  
 亡 } { 合算対象期間

(提出先) (共済)

① (ふりがな) 氏名	② 生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日
	③個人番号(または基礎年金番号)				
(ふりがな) 旧氏名	④ 年金手帳 記号番号	(厚生) (船員) (国民)			
<b>履 歴</b>					
⑤ 加入 制度	勤務先 (船舶所有者) の名称及び所在地又は請求者の住所	期	間		
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで

(裏面の「記入上の注意」をよく読んで記入してください。)

(配偶者の欄) ※配偶者の期間に基づき合算対象期間を請求する場合のみ記入。

(ふりがな) 氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日
	③個人番号(または基礎年金番号)				
(ふりがな) 旧氏名	年金手帳 記号番号	(厚生) (船員) (国民)			
<b>履 歴</b>					
加入 制度	勤務先 (船舶所有者) の名称及び所在地又は請求者の住所	期	間		
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日から
厚生 船員 国民 農林		昭・平・令	年	月	日まで

記入上の注意

- 1 請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。
- 2 この年金加入期間確認請求を行う事由について、「1 老齢又は退職」、「2 障害」、「3 死亡」のいずれかの番号、「年金加入期間」又は「合算対象期間」のいずれかをそれぞれ令でかこみ、提出先の共済組合名等をすべて記入してください。
- 3 ①の氏名欄には、戸籍上の氏名を記入してください。  
前に被保険者であった方が、その制度の被保険者でなくなったあとで戸籍上の氏名を変更した場合に限り、最後に被保険者でなくなった当時の旧氏名を記入してください。
- 4 ②の生年月日欄は、該当する元号を令でかこみ、戸籍上の生年月日を記入してください。
- 5 ③の個人番号（または基礎年金番号）欄には、個人番号（マイナンバー）または新年金手帳（基礎年金番号通知書）に書いてある基礎年金番号を記入してください。
- 6 ④の手帳記号番号等（厚年）欄について  
厚生年金保険の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（被保険者証）に書いてある厚生年金保険の記号番号を記入してください。  
農林漁業団体職員共済組合の組合員であった期間について確認請求をする場合には、組合員証に書いてある農林漁業団体職員共済組合の組合員番号を記入して下さい。  
④の手帳記号番号等（船員）欄について  
厚生年金保険（船員）の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（年金番号証）に書いてある厚生年金保険（船員）の記号番号を記入してください。  
④の手帳記号番号等（国年）欄について  
国民年金の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（国民年金手帳）に書いてある国民年金の記号番号を記入してください。
- 7 ⑤の履歴欄は、該当する加入制度を令でかこみ、令でかこんだ制度が勤務先の名称、所在地及び期間についてできるだけ詳しく記入してください。  
また、厚生年金保険の第四種被保険者または農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員があった場合は、住所及び期間を記入してください。  
船員の場合、船舶所有者の氏名又は名称（昭和16年12月8日から昭和21年3月31日までの間に船舶に乗り組んでいた期間については、その船舶名及び船舶所有者の氏名又は名称）と所在地及び期間を記入してください。  
また、厚生年金保険（船員）の任意継続被保険者があった場合は、住所及び期間を記入してください。
- 8 国年の場合、加入当時の住所及び期間を記入してください。  
※ 合算対象期間を請求する場合、加入していた共済組合名等及び期間を記入してください。  
また、いずれの制度にも加入していない期間がある場合には、その当時の住所及び期間を記入してください。
- 9 年金手帳等の氏名又は生年月日が、戸籍上の氏名又は生年月日と違っている場合には、氏名変更（訂正）届又は生年月日訂正届を同時に提出してください。
- 9 配偶者の加入期間に基づく合算対象期間の請求をする場合には、配偶者の欄も記入してください。  
記入にあたっては、上記の事項を参考してください。
- 10 黒インクのボールペンで記入してください。

合算対象期間を請求する際に添えなければならない書類等

- 1 加入している共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書
- 2 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から障害・遺族年金を受給したことがあれば、その年金証書又はこれに準ずる書類の写し
- 3 配偶者の期間に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 婚姻年月日等が確認できるもの（戸籍謄本、抄本等）
  - ・ 配偶者が共済組合等に加入していたことがあれば、その共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書
  - ・ 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から老齢、退職を支給事由とする年金（その額の計算の基礎となる期間の月数が240月未満のものは除く）又は障害年金を受給したことがあれば、その年金証書又はこれに準ずる書類の写し
- 4 学生期間に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 在学期間が確認できるもの（在籍証明書等）
- 5 国会議員及び地方議会議員に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 国会議員及び地方議会議員であった期間が確認できるもの
- 6 日本国内に住所を有さず、日本国籍を有していた期間に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 外国在留期間が確認できるもの（滞在国の日本領事館が発行した在留期間証明書、滞在国の政府が発行した居住証明書、戸籍附票等）
  - ・ 日本国籍を有していた期間が確認できるもの（戸籍抄本等）
- 7 日本国籍を有していた期間に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 日本への上陸許可年月日が確認できるもの（外国人登録証明書等）
  - ・ 日本国籍又は永住権を取得したことが確認できるもの（外国人登録証明書又は戸籍抄本等）

※「公的年金制度等」とは、次の制度です。

1. 国民年金
2. 厚生年金保険
3. 船員保険（旧法の年金のみ）
4. 国家公務員共済組合
5. 地方公務員等共済組合
6. 私立学校教職員共済
7. 農林漁業団体職員共済組合
8. 恩給
9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 日本製鉄八幡共済組合
11. 執行官
12. 旧令による共済組合等
13. 戦傷病者戦没者遺族等援護

＜添付書類の取扱いについて＞

- 添付書類は、「コピー」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）



# 年 金 Q & A

## 1 年金請求手続

照 会 内 容	回 答
1 支給開始年齢になりましたので、特別支給の老齢厚生年金の請求をしたいのですが。	<p>支給開始年齢に達する1～2か月前に、最後に加入した実施機関から請求に必要な書類が送付されますので、必ず支給開始年齢に達した後に提出してください。ただし、転居や改姓等の連絡を本部に行っていないと届かない場合がありますので、届かない場合は本部年金相談室（☎03-5259-1122）に連絡してください。</p> <p>なお、厚生年金被保険者期間が1年未満の場合（全額一時金で清算済の期間は含まない。）には、老齢厚生年金の支給開始年齢は65歳となります。</p>
2 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けたいのですが、請求手続はどのようにしたらよいですか。	<p>老齢基礎年金を繰上げ請求する場合、他の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有するときは、同時に繰上げ請求しなければなりません。請求書類をお送りしますので、在職者の場合は最寄りの支部、その他の場合は本部年金相談室に連絡してください。</p>
3 年金受給者が死亡したのですが、手続はどのようにしたらよいですか。	<p>年金受給者の死亡に伴う手続書類をお送りするための必要事項をお尋ねしますので、本部年金相談室か最寄りの支部に連絡してください。</p>
4 私の死後、妻に遺族年金が支給されると聞いていますが、その手続を教えてください。 また、できれば手続に必要な関係書類を送ってください。	<p>当共済組合の元組合員であった方が死亡した際に「遺族」の要件を備えている方がいる場合には、その方に遺族厚生年金が支給されます。その際の手続等については、本部年金相談室か最寄りの支部に死亡の連絡をいただいたときにご説明します。</p> <p>なお、手続に必要な書類については、様式の変更等が行われる場合もありますので、前もってお渡しできません。</p>
5 請求書およびそれに付随する書類の記入方法がわかりません。	<p>本部年金相談室か最寄りの支部に連絡してください。</p>
6 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢になりましたので、年金請求書類を提出しましたが、いつ頃決定されますか。	<p>年金の決定に関する標準的な処理期間は、請求書類の提出から2～3か月ほどです。特に書類不備等の連絡がない場合には、現在、処理中ですので、今しばらくお待ちください。在職中の方の年金の決定については、共済支部（都道府県教育委員会）を通しての決定処理になりますので、標準的な処理期間は4か月ほどになります。</p> <p>なお、他の実施機関に係る被保険者期間がある場合は、さらに時間を要することがありますので、ご了承願います。</p>
7 年金（支払未済の給付も含む。）の請求は、いつまでに行えばよいですか。	<p>年金の請求はいつでもできますが、支払いには時効があり5年分しか遡りませんので、速やかに請求してください。</p>

## 2 老齢厚生年金

### 2-① 年金額

照 会 内 容	回 答
1 特別支給の老齢厚生年金は何歳から受給できますか。	<p>23ページを参照してください。ただし、女性の厚生年金の支給開始引き上げは男性より5年遅れであるのに対し、共済年金は男女同じです。つまり、今年定年退職する女性の方は、一般厚生年金被保険者としての第1号厚生年金被保険者の期間があれば、その分の年金を62歳から受け取れますが、公務員としての第3号厚生年金被保険者期間は64歳からの受給となります。</p>
2 老齢厚生年金を受給していますが、同時期に退職して在職年数も変わらない同僚に比べて年金額が低いのはなぜですか？	<p>年金額は、組合員（被保険者）期間の年数だけでなく、在職中の給料等に基づいて算定された平均給料（給与）月額や生年月日に応じた給付乗率などにより計算されます。</p> <p>そのため、在職年数は同じであっても、在職中の給料や昇給の時期、給付乗率等に違いがあると、年金額は異なります。</p>

## 2-② 加給年金額

照 会 内 容	回 答
1 加給年金額対象者とは、どういう者をいいますか。	あなたの組合員（被保険者）期間が20年以上（20年あるとみなされるものを含む。）で、あなたが本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した当時または特例年金額適用時にあなたによって生計を維持（生計同一で収入が850万円または所得655.5万円未満）されていた方で、次のいずれかに該当する対象者がいる場合に加算されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の配偶者</li> <li>・大正15年4月1日以前に生まれた配偶者</li> <li>・大正15年4月1日以前に生まれた受給権者の配偶者</li> <li>・18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子</li> <li>・20歳未満で1級または2級の障がい状態にある未婚の子</li> </ul>
2 結婚したので、配偶者を加給年金額対象者として申請したいのですが。	加給年金額対象者として認定するためには、①あなたが本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した当時、または②特例年金額適用時点において、加給年金額対象者の要件を満たしていなければ該当になりません。その後、結婚しても、配偶者を加給年金額対象者として申請することはできません。障害年金受給者が結婚した場合には、加給年金額対象者として申請できる場合があります。（P39）公立学校共済組合へご連絡ください。
3 親と20歳以上の学生の子を扶養親族としていますが、加給年金額対象者にはなりませんか。	加給年金額対象者となる子は、18歳に達する日の属する年度末までにある未婚の子か20歳未満で1級または2級の障がい状態にある未婚の子に限られます。また、親は加給年金額対象者には該当しません。
4 加給年金額対象者の配偶者が老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける場合、加給年金額は停止されますか。	老齢基礎年金の繰上げ支給を受けても、加給年金額は停止されません。
5 加給年金額対象者が年金を受けるようになりました	加給年金額対象配偶者が受給する年金によっては、加給年金額が支給停止になります。本部年金相談室に連絡してください。
6 加給年金額対象者の収入が850万円を超えるようになりました。	加給年金額の加算がなくなります。本部年金相談室に連絡してください。
7 加給年金額対象者が亡くなりました。	加給年金額の加算がなくなります。本部年金相談室に連絡してください。

## 2-③ 雇用保険

照 会 内 容	回 答
1 雇用保険の基本手当を受けようと思いますが、特別支給の老齢厚生年金も受給できますか。	雇用保険の基本手当を受けると、特別支給の老齢厚生年金は経過的職域年金相当部分を除いて支給停止となりますので、ハローワークに求職の申込みをする前に基本手当額を確認し、年金の額と比較するようにしてください。 ハローワークに求職の申込をした際は、必ず本部年金相談室に連絡してください。この連絡が遅れますと年金の過払いが生じることになるため、遡って返納いただくこととなりますのでご注意ください。
2 雇用保険の基本手当を受給してしまっているのですが、遡って決定取消しができますか。	決定取消しをすることはできません。 現在受給中で、特別支給の老齢厚生年金を受給するよりも不利であることがわかった場合は、至急、ハローワークで基本手当の受給を中止する手続きをしてください。 ただし、基本手当を既に受給した月数相当分の年金の支給は停止されます。

### 3 障害厚生年金

照 会 内 容	回 答
1 現在、私は障がいの状態にありますが、障害厚生年金を受給することはできますか。	<p>在職中に初診日がある病気や負傷によって、初診日から1年6か月を経過した日に(障害認定日)、障がいの程度が障がい等級の1級から3 級に該当する場合には、障害厚生年金が支給されます。障害認定日において2以上の種別の被保険者であった期間を有する方の障害厚生年金は、それらの期間が一つであるものとみなして、初診日が属する実施機関において決定されます。さらに障がいの程度が1級または2級に該当する場合には、日本年金機構から障害基礎年金が併せて支給されます。</p> <p>また、初診日から1年6か月を経過した日に障がいの程度が障がい等級に該当しない場合でも、その後、65歳に達する日の前日(誕生日の前々日)までに、その傷病によって障がい等級に該当する程度の障がい状態になった場合には、障害厚生年金(障がいの程度が1級または2級となった場合は障害基礎年金も)が支給されます。</p>
2 私は、障害厚生年金を受給するための要件を満たしているようですので、請求したいのですが。	<p>障害厚生年金の請求は、退職されていても、在職していた都道府県の共済組合支部で受付します。支部までご連絡ください。</p>

### 4 遺族厚生年金

照 会 内 容	回 答
1 年金を受給している者が死亡した場合、遺族厚生年金を受給することができますか。	<p>遺族厚生年金は、老齢厚生(退職共済)年金の受給権者が死亡したときのほか、被保険者または被保険者であった方が次のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持されていた遺族がいる場合に支給されます。</p> <p>①被保険者が在職中に死亡したとき            ②被保険者が退職後に被保険者であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき            ③障がい等級が1級または2級の障害共済(厚生)年金または旧法の障害年金の受給権者が死亡したとき            ④老齢厚生(退職共済)年金、退職年金、減額退職年金または通算退職年金の受給権者およびその受給資格を満たした方(組合員期間等あるいは保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある者)が、死亡したとき</p>
2 遺族厚生年金の支給を受けられることができる遺族の要件を教えてください。	<p>遺族厚生年金の支給を受けられることができる遺族とは、組合員または組合員であった方の死亡当時、その方によって生計を維持されていた次の方をいいます。</p> <p>①配偶者および子            ②父母            ③孫            ④祖父母</p> <p>(夫、父母または祖父母の場合は55歳以上であること、子および孫については、18歳に達する日の属する年度末までの間にあってまだ配偶者のない方または障がい等級が1級または2級の障がい状態にある20歳未満の配偶者のない方に限る。)</p> <p>なお、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子または20歳未満の障がい等級が1級または2級の障がい状態にある子で現に婚姻していない子およびそのような子を持つ妻には、日本年金機構から遺族基礎年金が併せて支給されます。</p> <p>また、子には組合員または組合員であった方の死亡当時、胎児であった子が出生した場合も含まれます。</p>
3 長期要件の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算はどの実施機関に加算されるのですか。	<p>長期要件の場合、中高齢寡婦加算は合計した被保険者期間の月数が240月以上であった場合に加算されます。この場合、厚生年金被保険者期間が最も長い一の期間に基づく遺族厚生年金に加算され、同期間が二以上ある場合は、「1号遺厚→2号遺厚→3号遺厚→4号遺厚」の順で加算されます。</p>

## 5 既給一時金の返還

照 会 内 容	回 答
1 退職一時金の返還の制度について教えてください。	退職時に、将来の年金のために原資を残して退職一時金を受給した方、または退職一時金を全額受領したが、その後公務員として再就職し、組合員期間が通算して20年以上になった方が、老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなったときは、原則として退職一時金として支給を受けた額の利子に相当する額を加えた額を返還しなければならないこととされています。 この額の返還については、返還額に達するまで、各定期支給額の2分の1を控除するか1年以内に現金で全額又は分割して返還するか年金の請求時に選択することになります。
2 老齢厚生年金の受給権が発生する前に障害厚生年金を受けようになりましたが、退職一時金の返還はどうなりますか。	既給一時金の返還は、一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの 期間を対象とすることとされています。 複数の年金受給権を有する方については、先に受給権が発生した年金について利子計算を行うこととなっています。 あなたの場合、障害厚生年金の受給権が発生した月までで返還額が決定し、障害厚生年金の支給額から控除することになります。

## 6 年金の併給調整

照 会 内 容	回 答
1 複数の年金受給権を持っている場合の年金支給における調整方法について、教えてください。	公的年金制度では、1人1年金が原則になります。 複数の年金受給権を取得した場合には、原則としていずれか1つの年金を選択して受給し、他の年金の支給は停止されます。 ただし、同一の給付事由に基づく年金については、同時に受給することができ、経過的職域年金相当部分については、支給停止となりません。
2 年金の選択換えをしたいのですが、手続はどのようにすればよいのですか。	本部年金相談室に連絡してください。 年金証書記号番号、氏名、住所、電話番号等を伺ったうえで、「年金受給選択申出書」をお送りします。

## 7 基礎年金

### 7-① 老齢基礎年金支給の繰上げ請求書・繰下げ請求書

照 会 内 容	回 答
1 老齢基礎年金の繰上げ請求をしたいのですが。	お近くの年金事務所あるいは公立学校共済組合本部に連絡してください。在職中の場合は、1度支部にもご連絡ください。
2 老齢基礎年金の繰下げ請求をしたいのですが。	お近くの年金事務所あるいは公立学校共済組合本部に連絡してください。在職中の場合は、1度支部にもご連絡ください。

### 7-② 老齢基礎年金受給者現況届

照 会 内 容	回 答
1 「基礎年金受給権者現況届」が送られてきたのですが。	基礎年金受給権者現況届については、住民基本台帳ネットワークシステムで生存確認を行っていますので、確認のできた方は、送付はありません。海外等に在住で住民基本台帳ネットワークシステムで確認できない方等は、送付されますので、期限までに提出してください。
2 「基礎年金受給権者現況届」を期限までに提出しないと基礎年金はどうなるのでしょうか。	提出が遅れますと、次の定期支給から日本年金機構から支払われる基礎年金が一時停止されます。期限までに提出するようにしてください。

## 8 住所・口座の変更

照 会 内 容	回 答
1 「変更届」の用紙を送ってください。【年金の受領機関の変更、転居による住所の変更、市区町村による住居表示の変更等】	住所変更の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムで確認を行うため、届出の必要はありません。 受領金融機関の変更については、日本年金機構あるいは公立学校共済組合本部、支部へご連絡ください。
2 登録住所以外に「変更届」を送ってください。	異動届書は、登録住所以外にお送りすることができません。 転居の場合は、郵便局に転送の手続をお願いします。
3 前月の10日に「変更届」を提出したのに定期支給の送金先が変更になっていません。	定期支給に間に合うのは、前月(奇数月)の5日までに受け付けしたものととなります。

## 9 証明書

### 9-① 年金証書

照 会 内 容	回 答
1 年金証書を紛失しました。再交付してください。	支部では再交付できませんので年金証書記号番号を確認の上、本部年金相談室に連絡してください。
2 年金証書の訂正(氏名変更)をしてください。	年金証書記号番号を確認の上、日本年金機構あるいは公立学校共済組合本部、支部に連絡してください。なお、戸籍抄本が必要になります。

### 9-② 改定通知書

照 会 内 容	回 答
1 改定通知書を再交付してください。	支部では再交付できませんので、本部年金相談室にご依頼ください。
2 被扶養者の認定のため、年金額の証明書を交付してください。	被扶養者の認定には、改定通知書が証明となりますので、その写しを提出してください。

### 9-③ 年金加入期間確認通知書

照 会 内 容	回 答
1 年金加入期間確認通知書を交付してください。	退職して年金を受給している方および年金待機者の方は、年金加入期間確認請求書に必要事項を記入し、返信用封筒(84円切手貼付)同封の上、本部または支部に提出してください。 在職中の方は、年金加入期間確認請求書に必要事項を記入し、返信用封筒(84円切手貼付)同封の上、支部に提出してください。

### 9-④ 年金証明書

照 会 内 容	回 答
1 障害(共済)年金、遺族(共済)年金受給者が老人ホームへ入所するため、年金証明書を交付してください。	支部では交付できません。 便箋に、氏名・印、年金証書記号番号、使用目的、証明年を記入して、返信用封筒(84円切手貼付)同封の上、本部年金相談室に請求してください。 ※ 代理人請求の場合は、委任状(同意書)、戸籍謄本が必要です。 ※ 課税年金の場合は、源泉徴収票が証明となります。

## 10 定期支給

### 10-① 年金支払通知書（送金案内書）

照 会 内 容	回 答
1 年金支払通知書が届きません。 年金は振り込まれましたが、年金支払通知書が届かないのはなぜですか。	年金支払通知書は、原則として、年2回（6月、12月）に送付することになっており、振込額や振込口座に変更がなければ、その後の支払月には年金支払通知書は送付されません。 年金の送金回数は年6回（偶数月の15日、その日が土曜日に当たるときは14日、日曜日に当たるときは13日）で変わりません。
2 6月に送付された年金支払通知書では、9月分までの各支払期（6月、8月、10月）の年金支払額しか記載されていません。	10月分以降の年金額は、12月にあらためて年金支払通知書でお知らせします。また、年金支払通知書は、年金の改定処理が行われたとき、扶養親族等に異動があったときなどにも送付されます。
3 年金を受けていた本人が死亡しましたが、年金が口座に振り込まれました。受け取ることはできますか。	受給権者の死亡当時生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他3親等内の親族（①～⑦は請求できる順位）がいる場合、年金は受給権者が死亡した月分まで受け取ることができます。死亡した月の翌月以降分の年金はお返しいただくこととなります。なお、受給権者の死亡を受領金融機関が了知したときは、相続関係が明らかになるまでの間、口座が凍結されることがあります。

### 10-② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（10月定期）

照 会 内 容	回 答
1 申告書用紙が届きません。	毎年10月日本年金機構・公立学校共済組合本部からお送りしています。ただし、年金額が108万円（65歳以上の場合158万円・老齢基礎年金受給の場合80万円）未満の方や、障がい・遺族の年金を受給されている方については、非課税のためお送りしていません。
2 申告書用紙を紛失しました。	年金証書記号番号を支部または本部にお知らせください。届出が必要な方の場合、用紙を再度お送りします。
3 「生計を一にする」とは、どのような意味ですか。	同一の家屋に居住して生活を共にしていることをいいますが、次のような場合も該当します。 ①勤務・就学・療養等の都合で親族と日常の住居を共にしていないが、余暇には住居を共にすることを常例としている。 ②これらの親族間で、常に生活費・学費・療養費等の送金が行われている。
4 扶養親族はいません。	各種人的控除（配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）を受けない場合、提出の必要はありません（提出されない場合でも、提出された場合の源泉徴収の所得税率（5.105％）に変更はなく、基礎的控除のみ適用します。）。
5 年の途中から異動となる場合にはどうなりますか。	扶養親族等申告書の該当年の12月31日時点の扶養親族等の状況を推定し、記入してください。 なお、年の途中で申告内容に変更が生じた場合は、確定申告で精算してください。
6 扶養親族が死亡しました。	扶養親族が亡くなられても、その年は所得控除が受けられますので、届出の必要はありません。亡くなられた年の翌年分の扶養親族等申告書から、亡くなられた方を扶養親族とせずに申告してください。 亡くなられた方が加給年金額対象者となっている場合は、加給年金額対象者の死亡の届を本部にお送りください。（除籍謄本を添付してください。）

### 10-③ 公的年金等の源泉徴収票（12月定期）

照 会 内 容	回 答
1 源泉徴収票が届きません。	源泉徴収票は12月～翌年1月に第1号被保険者分は日本年金機構から、第2号被保険者分は公立学校共済組合本部から送付されます。紛失された場合には再交付します。 ※ 障がい・遺族の年金は所得税法上非課税ですので、源泉徴収票は送付されていません。
2 源泉徴収票に表示されている社会保険料の金額は何ですか。	介護保険法等に基づき、市町村からの依頼により年金から徴収した介護保険料等の金額です。
3 記載されている扶養親族対象者が違ってきます。	扶養親族の内容を修正することはできません。申告されたとおりに表示していますが、申告内容と異なる場合には、確定申告をしてください。
4 年金は税法上、何所得になりますか。	退職を給付事由とする年金は、所得税法上「雑所得」となります。

## 照会先一覧

照 会 先	住 所・電 話 番 号	照 会 内 容
	公立学校共済組合本部 年金相談室	
公立学校共済組合福島支部 （長期給付担当）	〒960-8688 福島市杉妻町2-16 教育庁福利課内 ☎ 024-521-7803	

年金種類	公的年金関係機関	住 所	電話番号
厚生年金 国民年金	東北福島年金事務所	〒960-8567 福島市北五老内町3-30	024-535-0141
	平 年金事務所	〒970-8501 いわき市平字童子町3-21	0246-23-5611
	相 馬年金事務所	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘69	0244-36-5172
	郡 山年金事務所	〒963-8545 郡山市桑野1-3-7	024-932-3434
	会津若松年金事務所	〒965-8516 会津若松市追手町5-16	0242-27-5321
	白 河年金事務所	〒961-8533 白河市郭内115-3	0248-27-4161
私学共済	日本私立学校振興・共済事業団	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5	03-3813-5321

なお、国民年金は、各市町村役場も窓口になっています。

退職後の主なケースのQ&Aを紹介します ～私の場合はどうなるの??～



花子さんの場合・・・

生年月日：昭和35年5月10日

退職後の予定：なし

コメント：大学を卒業してから、教員一筋です。

退職後はゆっくり過ごす予定だけど、年金の手続きが不安です。

**Q1** 退職するまでの手続きは何をするのでしょうか？

**A** 退職届書（年金待機者登録届書）を1月中に提出してください。

**Q2** その後はどうすればいいですか？

年金待機者として登録され、自宅に「年金待機者登録通知書」が届きます。

**A** 問合せ時に必要な「待機者番号」が記載されているので、年金を受給するまで大切に保管しておいてください。

**Q3** 64歳になったら、何をすればいいですか？

**A** 誕生日の2～3か月前（令和6年3月頃）に年金請求書が公立学校共済組合本部から届きますので、該当する箇所を記入し請求してください。

★ 請求書類は公立学校共済組合、年金事務所等、どちらでも受付します（郵送可）。  
戸籍謄本等の添付書類が必要になります。必ず誕生日の前日以後に交付を受けてください。

わからない点がありましたら、本部または支部にお問合せください。

**Q4** 請求書を提出したら、年金はいつ頃もらえるのでしょうか？

**A** 令和6年6・7月分（誕生月の翌月分から）が8月15日に振込まれる予定です。  
ただし、初回は遅れる可能性がありますので、少し待っていてください。  
振込み前に、年金証書や送金案内書が届きます。

**Q5** ちなみに、いくらぐらい貰えますか？

**A** 誕生月に「ねんきん定期便」をご自宅に送付していますのでご確認ください。





一郎さんの場合・・・

生年月日：昭和35年6月5日

退職後の予定：再任用短時間会計年度任用職員（パートタイム）で迷い中（社会保険加入）

コメント：もう少し子どもたちと過ごしたいな。

働きながら年金も貰えるって先輩方は言っていたけど・・・。

**Q6** 4月から働くから退職時の手続きは不要ですか？

**A** 共済組合員としての資格は喪失しますので、退職届書（年金待機者登録届書）を1月中に提出してください。

**Q7** 請求書はどこから届きますか？

**A** 定年退職後、再任用短時間や会計年度任用職員（パートタイム）として1月以上勤務している場合、年金請求書は日本年金機構から、64歳の誕生日の約3か月前（令和6年3月頃）に届きます。

Q3★欄を参照してください。

**Q8** 年金はいつから受給できますか？

**A** 一郎さんは、令和6年7月分が8月15日に振込まれる予定です。ただし、初回は遅れる可能性がありますので、少し待っていてください。振込み前に、公立学校共済組合本部及び日本年金機構（※）から年金証書や送金案内書が届きます。

※再任用短時間や会計年度任用職員（パートタイム）として1月以上勤務すると、日本年金機構からも年金が支給されます。

**Q9** 64歳時点で働いている場合、年金は全額受給できますか？

**A** 年金と賃金等により、調整が行われ一部支給停止となります。年金と賃金等を合わせて28万円を超えた場合は、超えた額の半分が支給停止となります。

過去1年分の賞与も支給停止の計算に影響しますので、ご注意ください。

なお、経過的職域加算額は全額支給されます。



三郎さんの場合・・・

生年月日：昭和35年8月5日

退職後の予定：再任用フルタイムでできるだけ長く働きたい。

コメント：まだまだ元気！

**Q10** 退職時に必要な手続きはありますか？

**A** 共済組合員としての資格が引続きますので、手続きはありません。

**Q11** 年金の手続きはどうなりますか？フルタイムを辞める時は、何か必要ですか？

**A** 64歳の誕生日の2～3か月前（令和6年6月頃）に支部より年金請求書を送付します。Q3★欄を参照してください。  
なお、年金決定後に再任用フルタイム勤務を終了される場合、退職時に年金改定請求書を提出していただきます。  
受給権発生（64歳）前に再任用フルタイム勤務を終了される場合は、退職届書を提出していただきます。

**Q12** 年金ってフルタイム勤務中は貰えないんでしょう？

**A** 経過的職域加算額は全額停止されます。それ以外の部分は一部支給停止の対象となります。詳しくは59頁を参照してください。



年子さんの場合・・・

生年月日：昭和36年3月5日

退職後の予定：なし

コメント：少しでも早く年金を貰いたい。

**Q13** 4月分から繰上げするには、いつ何をしたら良いのでしょうか？

**A** 繰上げを希望する場合は、支部にご連絡ください。  
3月に必要な書類を送付しますので、記入の上、提出してください。

**Q14** 年金額って、どれくらい減りますか？

**A** 1月あたり0.5%の割合で減額されます。年子さんが令和3年4月分から年金を受給する場合、老齢厚生年金は48月繰上げるので24%減額になります。  
また、同時に老齢基礎年金も繰上げしなければならず、5年間（60月）繰上げるので30%減額になります。



#### 濟子さんの場合・・・

生年月日： 昭和35年7月5日

退職後の予定： なし

前歴： 民間企業に24か月勤務

コメント： 年金が早めに少し貰えるのかしら？

### Q15 民間企業に勤めていた分は早く貰えると聞きましたが・・・。

女性で、1年以上民間企業等に勤務していた場合、その期間の老齢厚生年金の支給開始年齢は共済組合加入期間のそれより早くなっています。

A

濟子さんの場合、62歳から（7月生まれなので8月分から）年金が受給できます。62歳の誕生日の約3か月前（令和4年4月頃）に年金請求書が日本年金機構から届きますので提出してください。

ただし、一元化により平成27年10月以後は、支給停止の対象になります。

### Q16 共済組合期間の年金請求はどうなるのですか？

濟子さんのように、受給開始年齢の異なる年金を請求する方は、お手数をおかけしますが、2回手続をしていただきます。

A

64歳の誕生日の2～3か月前（令和6年4月頃）に年金請求書が公立学校共済組合本部から届きますので、該当するページに記入の上、提出してください。

Q3★欄を参照してください。

